

一日も早くやつて参りたいという考え方からいたしますと、あまり慎重にやつておつて時期を失するということになりますては、また他面弊害が出て来ると思ひます。従いまして絶対的に確実とまでは行かなくとも、大体のところで確実なところまで行けるという程度におきましてやる方法といたしまして、この法案に書いたような行き方をとることにしたわけであります。これによりますと、一応各評価につきましては個別的な評価は一般的にはいたしませんで、それ／＼の記帳価格あるいは取得価格などを基礎にいたしまして、それにこの法律できめました倍数をかけて具体的に算出する方法で参りまして、もしその中告に対する政府に異議がある場合には政府が更正決定をする。そして更正決定をしたことに対して、さらに納税者の側から異議があります場合には、單に税務署限り、国税局限りできめませんで、国税局單位に資産再評価調査会というものを設けまして、そこで各方面の御意見を承つて、その異議申立てを裁定するといふような構想にいたしましたわけであります。

安の状態において安定しない、かよう
に考えますから、むしろ法人について
は強制的にやれ、こういう方法を講ぜ
られた方がよろしいと考えております
が、政府はなぜそういうことをなさら
なかつたかという点をひとつ承りた
い。

○伊原政府委員 再評価は任意である
よりもある程度強制の方がよいといふ
お示しでありますか、これにつきまし
てはいろいろの考え方がございまし
て、三宅委員の仰せの通り、こういう
画期的のこととありますので、会社の
経理を明確にするという意味で、全体
のものを再評価をやつた方が望ましい
ということにつきましてはまったく同
感であります。ただ今日の経理の状況
におきましては、企業の先行きその他
を考えますと、政府で一律に強制を
いたしますのはいかがと存じまして、
一定の最高基準は示しますが、その
範囲で会社が任意に資産再評価をいた
しました場合には、償却がふえるとか
その他非常に利益がありますので、そ
れらの利益を考えながら会社が自由に
するということにいたしたわけであり
ます。

○三宅(副)委員 私は最後に一つお伺
いいたします。この農業等に対するい
わゆる個人につきましては再評価いた
しましてから五箇年間、二十六年より
五箇年間に云々することになつており
ますが、むしろこれらにつきまして
は、あるいはそれを延長いたしまし
て、あるいは六年とか七年とかいうこ
とにしてもいい、あるいは自分で早く納
めてもいいといふ人は早く納めてあ
るいと思っておりますが、五箇年間
に分納することを基準としておられま

○**吉田(信)政府委員** 原則として五箇年間に分納を認めることになつておりますが、一年間に分納すべき再評価額の額が再評価したことによつて減額されるべき所得税額に満たないような場合には、さらに一年間延ばすことになつております。

○**河田委員** 平田局長にお尋ねいたしましたが、現在の納税の申告制度は、納稅する者が確定申告をしましても、これは本人が書いて申告することが建前になつてゐる。またそういう制度のもとにこれを助長して行くという指導をやつておられるかと思いますが、最近税務署におきましては、昨年暮れあたりから本年にかけて確定申告につきまして、新潟県あるいは長野県その他の各地方において、税務署自体が確定申告をこれ／＼あるというふうに書いて、そうしてこれを認めないときには、すぐ日に歩二十銭の延滞金が加算せられて来る、税金がまた追徴税なんかでもあるといふと私はまつたく相反するものだと思いますが、これについて局長の御意見を伺いたい。

○**平田政府委員** 今の点は河田委員はおどかしいというふうにおどかしを、いるようであります。これが私は行き過ぎぬ限りにおきましては、むしろその方が親切だと解し得る場合も多いのじやないかと思うのでございます。と申しますのは、よく納稅者の方々がうつかりしたとか、自分は知らなかつたとか、あとでいきなり更正決定が

來に困つたという例が最近まで多かつたのであります。それに対しましてはどういふ結果になるかといふことも通知いたしました。まして、納稅の徹底をはがるといふことは、一般的には私決して非難すべき事項ではないと思います。納稅者の本方もそれをおどかしといふふうにおとどけたりになる必要はない。これはあくまでも法律に基きまして正しい申告をしていただきますればいいわけでありまして、税務署からは一應御注意を喚起する意味でさうな通知をいたしてござるものと考えるのであります。従いまして、そういうものが一がいに悪いとも言えませんし、場合によつては非常にいい効果を生ずる場合もございましょよとし、また税務署の態度次第では、場合によつては行き過ぎの場合もございましょうし、いろいろあるかと思ひます。が、大体におきましては私はむしろこういう方法をやりまして、なるべく事前によく徹底をはかりました上で、田満な納稅をはかるというのがいいんじやないか、かように考る次第であります。

署の調査能力といふものは、はきわめて昭和二十一年に定されたものでありまして、従つて多くの更正決定あるいは確定の予想申出の要請といふものは、水増しが多いわけであります。そういうことから現在御承知の税務署と納税者との間の問題が、ます／＼深まつてゐるわけであります。こういう場合に少くとも税務署としてそういうものを出すときには、大体基準がある。税務署がどのように算定に基いてそれをしたかということを、はつきりと説明してかけるべきです。私は当然だと思う。ただ単に確定申告の税金がこれ／＼だと言つて全額だけを出してやつて来るから、今日納税の場合に税務署がそれ相当の資料をもってかけられるということ、確定申告世の中では一番おかないという氣になつておるのであります。こういふ場合に税務署がそれ相当の資料をもってかけられるということ、確定申告際してはそういう親切な手続が私は要だと思う。それをやらずにただたゞ額だけを書いてやつたのでは、納税の方では納得が行かない。現に私どもが地方に参りましても、一月三十一日までに納めるものを、十二月十五日、すでに納めなければならぬと言つて、わを食つておるよくな人もあつたわけであります。現在の全般的な納税者水準といふものと見比べて、税務署こういふ仕事をされる場合には、納申告制を发展させるためには、それけの親切があるべきだと思う。今後税の問題に対するいろいろ／＼な場合もありますので、その点についての政府御所見をもう一度お伺いしたい。

きましてはできるだけ税務署は正しい
調査に基きまして、自信のあるところ
をお知らせするのが一番よい方法かと
思いますが、今申しましたように、こ
れは納税者に対する一種の親切だとい
うふうに、納税者もとつてけつこうじ
やないかと思います。従つて自分が自
信のある根拠に基いて算出した所得が
税務署の見解と違った場合におきまし
ては、その所得で御申告になるのは一
向さしつかえないのであります。ただ
ややもすると今まででは事前にそういう
ことを全然やつておきませんで、あと
でいきなり来たというのになか／＼紛
糾が多いのが現状でございますので、
むしろ税務署もできる限り円満に納税
してもらうために、ある程度そういう
通知を出しておるものと考えておるの
でございます。そういうものと納税者
もおとり願いまして、正しく納税して
いただくということでお私はよいのじや
ないか、かのように考えます。

分です。たとえば百姓さんの作業衣から地下たび、こういうものも必要経費の中に入れることになつておりますが、こういうものはなかへ税務署の方でも説明しております。今後税務当局あるいは主税局等においても、この必要経費の算定ということは十分にやつていただきたい。かりに税金が外形的にきわめて軽くなりましても、必要経費に加算されるものがされなければ、やはり税金は重いと同じことになります。たとえば医者あたりの報告を聞きますと、歯医者さんですが、これなんかは白い上着一枚しか必要経費の中に算入されない。しかしう上着だけ着て、夏も冬もふんどし一枚で働いておるわけではない。こういう場合に少くとも医者が当然消費されるものは、ある程度必要経費として引いてくれなければ、とうてい今日の保険医者が保険料の方から分配される医療資金ではやつて行けない。少くとも先生金ではやつて行けない。少くとも社会的地位を保つためにと言われる社会的地位を保つためには、自分のむすこ一人ぐらいはあとを繼がせるために大学なんかにもやらなければならない。それにはどうして最小限見積つて二万円の費用がいる。ところが今日では、それをやるには三十五人とか四十人とかいう莫大な人を診療しなければならぬが、そのためには十六時間くらい働くなければ、それがだけの収入がないといふような困難な状態をこの委員会にも請願しておる次第であります。そこでこういう必要経費について各税務署の末端にまで、そのものを引いてよいかということを、

○平田政府委員 今河田委員のお話になりましたところが、実際の運用上に、おける最もむずかしい問題でありまして、御意見ごもつともなところが多いと思いますが、ただこの問題はなかなか一片の通牒等では解決できないような実際上のむずかしい問題がいろいろあるのでござります。もちろん政府としては、できる限り法令でますその基準を明らかにする。法令の不足などころは訓令等をなるべく詳細にきめまして、それをできるだけ公開いたしまして明らかにするつもりでござります。農業所得については、一昨年大分詳しいパンフレットをつくりまして、ひとり税務官庁のみならず、農業団体等にも全部利用してもらうことにいたしました。その結果從来に比べまして、そういう点の誤解を大分少くしたところがあつたように思います。農業所得だけではなく、今後あらゆる所得の計算について、なるべく詳細な解釈の内容を一般にも公表することにいたしまして、極力紛議を少くするよう努力して参りたいと思います。ただ具体的に幾ら引くかという額になりますと、事実認定の問題と、解釈に基く判断の問題との二つがむずかしい問題になりますので、その点に関しては税務官吏等に対しましても、趣旨並びに解釈の内容の徹底をはかりまして、できる限り円滑な納税が行われるように努力いたしたい、かように考えるのであります。

人税は三十八億、再得税は五十二億であります。当事者となつた国税庁長官、國稅局長又は税務署長の主張を合理的と認めたときは、当該訴を提起した者がます証拠の申出をなし、その後に相手方当事者が証拠の申出をなすものとする。」まだあります。が、こういうふうにこの條文は、裁判所がやる手続について書いたおるよう思つ。一休裁判所は所得税法というこの法律に基いてやるものなのなどうか。この点をまずお聞きしたい。

○平田政府委員 裁判所に訴訟事件が起きたような場合におきまして、税法に基準して判断を下されることは当然なこと、と思います。税法の解釈上、非常にいろいろ問題になるべきことがございまして、そういう解釈等については、裁判所が独自の見解で判断を下されるということに相なるかと思います。

○河田委員 そうすれば別に裁判所がどう認めるか、こう認めるかといふことは裁判所自体の問題であつて、従つて行政訴訟とか民事訴訟の方で、これは規定あるべき事項ではないかと思う。ここにこういふものを書いておられるのは、最近においては、税務署が、お前たちは裁判所に訴えるならば、証拠をもつておらなければならぬ、こう言つておどかしておるわけあります。裁判所はどの程度の資料を要求するか。これは裁判所の問題であります。が、こういうふうにおどかしてどんどん、徵税をさせるという現在のやり方が、私はこの條文の中にはつきり現われて來ると思う。手続の問

民事訴訟とか、行政訴訟の方に加えて
べき問題で、ここに何もわざ／＼お書
きになる必要はないと思う。この点は
大きな資本家団体である日本租税研究
協会でも発表しました。弁護士の方々
なんかもこの問題については大分書い
ておられます。が、こういうことまでも
この中に織り込んで、裁判所に訴訟す
るときには、お前たちの方からまずそ
の証拠を出してやらなければならぬと
いうおどかしの文句が、このままこの
條文に入つて来でおると思う。この点
について私たちは、この條文は決して
この中に入れねるべきものではないとい
うことを考えておりますが、もう一度
この点についてはつきりと政府の御見
解をお示し願いたい。

再審査あるいはその他の異議を申し立ておるときに、税務署は税務署のかけた一方的な税金を猶予しないということになつておるのであります。これは税務署の側にきわめて有利に解釈した法律だと思うわけであります。私の聞くところでは、イギリス等では係争中はやはり人民の権利を守つて、それに對する税金の徵收はしないといふことになつておるそうであります。このように税務署がかつてに認定したものとそのまま徵收して行くといふことは、今日の民主主義の原則に反すると思ふ。やはり人民の利益、人民の生活を守るために法律でなければならぬと思う。その場合には、人民がそういう税務署と異なつた申告、また異なるつた税額をやつた場合には、一応それがだけを納めて、その争いのあとは裁判所なりまた決定に従つて納めるといふのが、ほんとうの行き方ではないかと思う。今までの古い税法そのままを踏襲して、今日税務署長が一方的にきめたものを取立てるということは、現在の時代精神に反するものだと思うのですが、その点についての御見解はいかがですか。

案通り確定したような場合におきましては、あとで一時に納税をしていただなかなければならぬというような関係申しますと、やはり現在のところはかような規定を設けることが妥当と考えるのでござります。但しこの條文にもありますように、税務署長において相当の理由があると認める場合におきましては、税金の全部または一部の徴収を猶予することができるようにしておるのであります。実際に応じまして非常に苛酷にわたると認められるような場合にはおきましては、この但書の規定を運用しまして適正化をはかることにいたしております。

す。こういうふうなほんの一部の記載事項がいけないと言つて、これを全部否定してしまうというのが、大体この條文の本旨になつておるようではあります。こういう場合についてはやはりこの條文をどん／＼適用して、税務署では申告をだめだというふうにお考えになる予定でありますか。これをお聞きしたいと思います。

○平田政府委員 この條文をむずかしくしておりますのはそれだけ苦心いたしておるわけでありまして、今お読み上げになりましたように、いずれも当該帳簿書類の記載事項の全体について、その真実性を疑うに足りる不実の事実があると認められる相当の事由があるときということになつております。ちょっととしたことの誤り等がまして、全体についてその真実性を疑うに足りる不実の事実があると認められる相当の事由があるという程度まで至らないものは、必ずしもこれに該当しないというようなことを意義づけるために、かようなむずかしい規定を設けておるのであります。そうして先般もお答えしましたように、結局こういう問題はある程度運用によりまして、非常識にわたらぬような運用をはかるということよりほかにないのです。いまして、さような点におきましては先般三宅委員でしたか、お尋ねがありましたときにお答えしましたように、政府としては十分留意をいたしまして、適正な運用をはかりたいと考えております。

方でありますから、できるだけ早く、なんとれば出世するのであります。そういう場合にちよづとした條文をひねくりまわして、やはり納税者に非常な迷惑をかける。ちょうど警察官にピストルを護身用だと言つて持たせれば、これでどん／＼殺人をするのと同じことになるのであります。ですからこの点の運用については、政府当局は納税者の利益をはかつて行くという立場で、すべての法律の内容を解釈することが必要だと思います。今後主税局におきましても訓令とかあるいはその他の解釈について発せられる場合には、そういうことを私は強く要望しております。

うことを私は問題にするのではなくて、平田局長あたりの御見解では、日本の今日の状態において、船税額がこのように多額に上つておるかどうか。この点をお聞きしておきたいと思います。

○平田 政府委員 先般も河田委員から何か御引用がありましたので、適当な機会にお話申し上げた方がいいと思つておつたのでございますが、今お尋ねがございましたので申し上げておきます。これは世間一般の常識でございますように、相当な船税があるということは、たゞ／＼私国会でも申し上げておりますし、各方面で申し上げてお通りであります。その船税は大きなものもあり、小さなものあり、いろ／＼あります。が、よく把握されておる勤労所得の場合におきましても、中小事業者に雇用されておる労働者の場合でありますと、やはり相当脱けておる面もあるようであります。ひとりそういう場合でなくともいろいろあるようであります。農業の場合も、常識上考えまして比較的よく把握されておるような状態でございます。が、竹村さんからもお話をありました。が、やみ所得等はなかなか完全に把握ができていなかつたというのは、これはまた皆様の常識で御判断になる通りであろうと思います。営業者の場合にもやはり同様であります。所得税の場合におきましても各層におきまして税法通り完全に行つていいないということは、私どもも率直に認めておりますし、また今日の常識であろうと思います。しかしその額が二倍以上になるということは、私いまだそういうことを言明した記憶が

都合で少し誇張してそういう記事になつたものと思います。二倍以上ということがかりにありますても、私の言ではないものとして御了解願いたいと思います。その額が幾らになるかということは、なか／＼むずかしい問題でありまして、私ども責任のある数字は申し上げにくいということは、予算委員会等でも前々申し上げた通りであります。ですが、脱税が相当あるということは間違いないません。そのことをまず明かにしておきます。そういう状態でござりますから、私ども税法の改正にあたりましては、できる限り税率は引下げ控除は引上げまして、税法自体は極力合理化をはかりまして、そうして課税はなるべく脱税額を少くして、それによつて国民負担の公平をはかりたい。脱税がありますことは、皆さんからもたび／＼お話をありますように、脱税者が利益してまじめな納税者が損をする。だからそれをなくしますと全体として税率は下げる。これは私どもたび／＼強調しておる通りであります。今回におきましてもそういうラインは極力尊重いたしまして、極力税率等は引下げ、控除等は引上げて、合理化をはかりたいと考えておるのであります。そういうことによりまして、私も税負担の実際の公平化をはかつて行くようになつたないと考えておるのであります。

今度会社等は一般に三五%ということになるわけであります。ところが日本の現在の産業の構成や、あるいはまた日本の大きな企業、あるいはまた中小工業といふようなもののハンディキヤップというものが相当ありますから、この点から見て、超過所得税を廃止されまして、一般に三五%とそれずに、たとえばアメリカでも一五%から三五%と四段にわけておる。またドイツ等でも三五%から六五%まで四段にわけておるようですが、こういふうに税率についても多少変更されてしまうとして日本の中小工業あるいは独占的な企業に苦しめるものに対して、多少でも援助するというお考えがあるかどうか、その点をお伺いいたします。

が、これもさわめて賛成のものであります。アメリカの場合におきます所得税の累進税率は、順々に小所得から中所得、大所得というふうにわけておるのであります。小法人の場合には、所得税の中以下に位するものに比肩すべきような法人の利益も相当あるのでございまして、そういうものに対してまして法人税の一率の負担ではむりだらうといふので、小法人に通減する意味におきまして、若干の通減税率を設けておることは事実でございます。ただ日本の場合におきましては、いやすくも法人で利益をあげているといったような場合におきましては、大体におきまして個人の所得税と比べまして、個人の場合におきましては三〇%、三五%あるいは四〇%程度の税率の適用を受けるのに匹敵するものが大部分でござりますから、特に法人につきまして累進税率等を設ける必要はないだろう、大体三五%一本で行くのがいいんじやないかといふ考え方で、一律な税率にいたしておるのでございました。

尋ねに對しまして、大まかなことはお答えいたしましたのであります。まず資産再評価によりまする減価償却費負担の増ということになるわけであります。つまり減価償却費をそれだけ企業としてふやすすということでなければ、再評価の意味がないわけでございまして、現在すでに相当な収益をあげている場合におきましては、その収益が減価償却費だけ表面上の利益が減つて、出て来た利益がほんとうの利益として計上されまして、それに対しても税金もかかつて来る。利益が減つただけ法人税等が減りまして、國庫がそれだけ腹を痛めるということになるわけでござります。私どもの見たところによりますと、相當多くの企業の場合におきましては、そういうことによつて吸収されるものも相當多いのぢやないかと見ております。それからその次は、現在利益が十分出でないといふ場合におきましては、何とかして利益を得るようにしなければ、償却ができないと見ています。それからその次は、現におきましては、結局生産品の価格を引上げまして、相手方に轉嫁するか、あるいは企業の内部におきまして合理化をはかりまして、それによつて吸収するか。——その合理化で吸収する場合におきましても、またいろいろある、うかと思います。。生産数量がふえて参りますと、自然に吸収できるといふ面もあるらかと思います。生産量等がふえないで吸収する場合におきましては、何か費用を削らなければできま

が、その辺の態様は、先般も申し上げましたように、各種の企業によつていろいろなところがあります。最近の見通しとしましては、公定価格等を引上げなければならぬようなものはだんだん減つて参りまして、特別に公定価格が非常に低位にすえ置かれているようなものにとどまるものではあるまい。だん／＼撤廃等も広く行うことにいたしておりますので、公定価格を引上げまして吸収しなくてはならぬものは、私どもそう広汎ではないと考えているのであります。この影響は企業によつても違いますし、個別的にも同じ種類の企業の間におきましても違うと思いますので、なか／＼具体的に申し上げることは困難かと思いますが、大体さような角度から御検討願いますれば、御判断がおつきになるのではなか／＼か、かよう考へておるの申します。なお個人の譲渡所得の再評価は、まったく所得税の計算の合理化にすぎないのであります。これはまたたくそういう問題はございません。自家用住宅を建てたような場合におきましては、再評価をやるわけでありますが、これはまったく所得の計算を合理化いたしまして一部分はインフレによる名目所得と見まして、六〇だけの課税で済ませ、再評価を越えておられます分を所得と見る。譲渡所得の關係の再評価は、つまり再評価法ではみなす再評価と稱しておりますが、これまつたく税負担の合理化ということだけを目標としておるわけであります。従つてそれだけの効果を生ずるということに相なるかと思うのであります。ですが、いろ／＼な場合に違つておりますが、

管内におきましてたつた八百九十三万四千円、約九百万円しか税金が納まつてない。この物品を全国で推定してみると、三千万円程度しか税金が納まつてないないと推定される。四億から六億くらいの税金がなければならないのに、これくらいしか税金が納まつていない、こういうことが推定されている。ですから最初の三十万円の売上げに對して、一円の物品税しか見込んでいないという数字も、やはり統計の上にもほぼ近いものになつて現われて来ている。今日の物品税の持つております作用が、そういうよう非常に産業の根本を損う悪い作用を持つようになつておる。これはおそらく地方税である附加価値税、固定資産税についても同様な影響を持つておるであろうということを、非常に心配しておりますのであります。そこでこの前の国会で政府が物品税について非常に御努力を頑つたことはよく承知しております。先般物品税について再考慮する意思がないかと同僚の委員からお尋ねしたときに、大蔵大臣はそういう意思是手頭ないと御答弁されたのであります。こういう事態をほうつておいて、ただ予算とかいうものにとらわれて、これを救済しないことは政治としては決に悪いやう方だ、こういうよう私は考えております。おそらく政府側におきましていろいろな資料なんぞをお持ちでもいろいろのが出ておることは御承知なんであろうと思うのであります、私ど

もはそういう意味において、ぜひこの機会にもう一應物品税に對して、今日の變化した經濟状態を頭に置いて、再考慮をお願いすることができないかどうかということを真剣に考えておるわけです。もし今度の物品税に對して再考査していただけるとするならば、私どもは零細なる企業者かつております品物は、その製造業者が零細であるという理由だけで、十分に物品税をはずしていくだけあるとのではないか、こういうふうに考えておるのであります。

以上長々と申し上げましたけれども、幾らか具体的な數字を申し上げませんと、抽象論ではこの問題は片づかない程度にまで行つておると考えますから、少し長々と申し上げたのであります。が、そういう事情を頭に置いて、主税局長がどういうぐあいにお考えになるかをお尋ねしたいと思ひます。

○平田政府委員 物品税につきまして、具体的な御研究の上での有力な御意見を承つたわけでござりますが、確かに私どももこの物品税につきましては、經濟界の情勢において購買力が減退いたしまして、需要が減つて來るというときになりますすると、この税は納まりにくいだろうということは、今の一例をお聞きしましても、大体において判断はつくのでござります。戰後におきまして非常にまた生産品の數量が少くて、少々増産すればすぐにそれが売れるという時代においては、比較的そういうことはなかつたのでございますが、最近は大分増産になりまして、しかも購買力の方がそれに伴つて増加していないことからいたしまして、お話をよくな結果になつてゐる物品が相当あろ

ましては理想を申し上げますと、先般も言いましたように、やはり税がそれだけかかるということは法律できまつておるわけであります。最近はむしろ高くしたのじやなくて下げておる傾向でござりますから、生産者としましては、そういうことを前提にして商品の生産をやつてもうら、そういうことを前提にして仕入れをしてもらうというのが、合理的な経済の動き方ではないかと考えるのであります。その予測がはずれるという場合に、生産者がその危険を負担するということがあるとしても、これは合理的、純粹理論的に考えますと、やむを得ない場合も出て来ることになると思うのであります。かりに今のお話のような場合でありましても、最初から完全に各業者が全部税法通りやつたとしまして、各業者が見通し等につきましても十分見通しをつけまして、生産をしておるという場合を考えますと、物品税は何とか納まつて、物品税を引いた残りが所得として計算されまして、その所得がありますます場合におきましては所得額がかかるつて来る、こういうことに行き得たであろうと私は思うのであります。しかしそれはりくつであります。実際はなか／＼そろは行かないといいます。特に最近情勢の変化が相当しげしく来ておりまでの、予測を間違つたということにつきまして、業者の責任に必ずしも帰せられない場合が相當あるのじやないかと考えますと、なかなか／＼今申しまつたりくつだけでは解決できないことが多いあるだろ

先般物品税につきましては相当改正をいたしました。私ども考えておるのであります。やりまして、相当品物につきまして課税から除外したり、あるいは税率の引下げ等を行いました。若干一、今塙田委員のお話になりましたよな傾向に對処するつもりで、実は改正をいたしましたのであります。ただ税率等につきましては、なお特に五〇%前後の税率の部分につきまして、なお奢侈品的な生産が多いという理由で、やはり引下げをいたしております。従いまして私はその辺のところにどうも大分むりがありはしないかと、現在も相当感じておるのでございますが、税率の方針といたしましては、今申しましたような一般的な事情に応じまして、物品税は少し下げる方向に行くのがいいのではないかと私は考えておるのであります。ただもう一点先般の改正で重要なことは、納期を一箇月延長したことであります。この納期の延長は、歳入予算に響く關係がございましたので、四月から延長することにいたしたのであります。この効果はまだ現実に現われております。この効果はまだ現実に現われております。しかし一箇月納期を延ばすということは、納稅者にとりましてもは相當大きな金縛り上の便益を與えられるわけでありまして、私はこの機会に塙田委員がお話になりましたよなむりがあつたとすれば、できるだけ経理の立て方を立てかえていただきますとか、あるいは相当正しい姿に行き得る可能性が多いのではないかと考えております。そういうことも考えますと、なお今後の状態等もよく見合いまして、政府としましては十分事態の推移に応じました適切な策を講じたい

と考えておるのでござりますか 塚田
さんからもお話をなりましたように、
何しろ一月から編成いたしまして執行
しておるばかりでござりますし、予算
等にも関係がござりますので、今すぐ
あります。先ほど申しましたように、
一箇月納税の時期が遅れることは、從
来は振出しましてから一箇月ないし二
箇月で納めていたのであります。今
度は二箇月ないし三箇月の間に納め
ばいい、担保を提供しますればさらに
一箇月延びてもいいということになつ
ておりますので、ここしばらくそれで
業界の情勢の推移等につきましても見
まして、業界としましても十分ひつ
そろばんをはじいて、アダクトしてい
ただくよう努めていただくなりほか
にないのではないかと考えておる次第
であります。

物品税の納税の金縁に際しまして、相当重要な効果を發揮し得るのじやないかと期待しております。これは四月になつて初めてそういうことになるわけであります。今後にそれが現われて来るといふことにもなります。先ほどから申し上げておりますように、とにかく物品税といたしましては百億の減税があつたのであります。しかし実質的にはもつと減税せられておるのであります。申しますのは、減税した結果ある程度生産がふえ、よくなるということをそるばんに入れまして、百億の減を見ておるわけであります。そして、実質的にはおそらく物品税半減ぐらいの減税を行つたような形に相なつておるのであります。この際またすぐやるということはいかがであろうかと思われますので、よく事態の推移等を見きわめまして、政府としては時期を選ぶということに適切を期したいと考えておる次第でござります。

に比べまして一般的に二割も三割も増減があるような場合におきましては、徴税率率で一般的な基準をきめたいと思つてゐるのでございますが、若干増減があるような程度の場合におきましては、その比率を適用するのはいかがであろうかと考へてゐるのであります。個別的には業種によりましてもいろいろ違ひかとも思ひまするが、ある種の業種が相当はつきりして悪いといふような場合には、昨日も奥村委員との間に質疑の交換を行つてゐるのでございますが、税法におきましても事情が明らかな場合におきましては、二割以上減少する場合は、税務署長は承認しなければならないことになりますが、本年といたしましては非常に所得が減り、物価が下るというような状態に行きますことは、目下のところ政府として考へていられないわけであります。あらゆる対策を講じて、さよならことにならぬようになりますのが考え方でございますが、今すぐ基準の法律を適用する用意は実はいたしていないのでござります。法律ではいろいろ考へ方というか、基準を定めまして、具体的にいづれにするかは、政府がその基準に基いてきめるといふ方向で、法律案を作成いたしましたと考へてゐるのでござります。

中しますか、わかりにくい法律であります。始まつて、いたかつてないほど冗漫としまして、これを逐條的に審議するといふことはなか／＼困難であります。今日までの経過を見ましても十分逐條の審議が行われておらぬと思ひます。しかしわれ／＼国会議員として十分この国会において審議し盡したいと思つ。そこでどうやら近いうちにこの委員会で討論採決を行われるようですが、質疑の時間の予定について委員長の方針をまずお伺いいたしておきます。

○前尾委員長代理 すでに一番最初に提案になりました當時から時間の割当をやつて、また質疑の通告をしていたたいてやつて来ているわけであります。またその討論採決は明日の午後までにやつて、土曜日の午後の本会議にかけるということに一応相談が出来てゐるのでありますから、その予定で進行いたします。

○奥村委員 最初から税法関係の各法案が九案とも出そろつてゐるならばよろしいけれども、非常に遅れて四、五日前に出てゐる法案もある。そういうことで十分の審議は盡されないと思ひます。あすの午後討論なさるならば、あすの午後までの質疑の予定をお伺いいたします。

○前尾委員長代理 できるだけ大勢の人によつていただきたい、本日も午後一時半くらいから再開して十分審議を盡してもらいたいと思つております。

○竹村委員 議事進行についてひとつ委員長にお伺いしたいのですが、先般本委員会におきまして委員長を通じて、本月一日に対日理事会におきます

イギリス代表の発言による大銀行政現在の独占的な金融処理による調査が提案されました。これに対する委員会において、国政調査の面においてこれを調査をしていただきたいとすることを委員長にお願いしたのであります。が、委員長は理事会にはかつて、そういう調査をするかどうかを決するという御答弁がありまして、いまだにそれに對する御回答がないのであります。が、これを本委員会において政調査としてお取上げになるよう規定されたらどうかという点をお伺いいたいと、もう一つはやはりこういうふうな獨占的に金融の八割をも占めるような行為が行われておるとかりに言つておるところになると、ならば、これは大きな問題であります。ひいはいわゆる国民の所得あるいは抑制面にも非常に關係すると思いますの、ぜひともこれをお取上げ願いたいことになつた場合において、日本政府は何かの資料を総司令部に提出したことはできませんので、そういう資料は出されたとすれば、その写しでもされどもまた国民としてこれは見のがすことはできません。それからもう一つは、もしこういう発言があつたといふことになります。それからもう一思ふのであります。それからもう一
前席委員長代理 資料の点は政府に提出しなければならぬことでありますから、それは後刻調べてお答えいたし
いと願います。
それから国政調査の件につきましては、必ずしも税法に直接關係しておる問題でもあらまんから、税法が上りま

したあとでもいいのではないかと思いま
すから、その点理事の方にお残りを
願つてちよつと相談したいと思いま
す。

○大上委員 奥村委員の議事進行の発言で、大体当委員会の運営は了知したのですが、そのような方向で行きになりますと、過日私が当局に対して要求しておきました資料が、現在まだ私に配付されでおらぬでござります。もしもそれが手元に届きませんと、議

事の進行は私いたしましては少し不満であります。従つてさらに念を押しておきます。過般の資料をちようだいして、あるいはこの立法と行政方面の中に入つておるところの通牒を要求いたしましたところ、平田主税局長は非常に歴大であるから、それを指名せよといふお話でありますから、あらためてここではつきり申し上げます。すなわちわれ／＼委員が見せていただく上において、一番法律と関連性があるものというきわめて漠然とした要求をしております。しかるべく提出をしていただきて、それから後質問に移りましたいと願います。

午後零時二十四分休憩

○農村委員 得税法の第五條の一の三項に「著しく低い価額の対価で第十九條」云々とあります。こういうふうになりますと、一旦譲渡の所得に対し、所得税がかけられる。それから同じ価額において相続されたものとして相続人に相続税がかけられる。こういふうになりますが、その点具体的にどうなるか、御説明を願いたいと思います。

○平田政府委員 今回譲渡所得権は、単に資産を有償譲渡しただけでなくて、無償で贈與した場合におきましても、その際に譲渡所得があるかないかを計算いたしまして、課税することにいたしました。もちろん取得価額と、贈與した場合におきましては、その贈與したときの当該財産との価額の差額が所得になるわけでありまして、従つてその人が買った値段よりも譲渡した当時の時価が下つておる場合におきましては、譲渡所得税の課税の問題とはございません。反対に相当値上がりをしておるという場合におきましては、その値上がりの差額が譲渡所得にならるわけでございます。今度は再評価をいたしますので、実際問題といったしましては、再評価額と譲渡した当時の時価との差額が所得になるわけでござります。それがござりますと、それにかく所得税を一応課するわけであります。そうしまして所得税を引いた残りの分に対しまして、相手方が贈與を受けました場合におきましては、もつた方に贈與税が課税になります。著しく低い価額で受けました場合におきましては、相続税法に從来から規定があるわけであります。もつた

○農村委員 そこでお尋ねいたしますのは、時価が再評価額よりも越えて高い場合には、その高い部分に対してはつまり被相続者に対して所得税がかかる。それからその時価の額でもつて相続財産に対して相続人に相続税がかかる。こういうことになると條文では解釈できるのであります。ただいまの御説明によりますと、所得税を引いた額といふようなことを言われますが、その点がはつきりいたしませんので重ねてお尋ねいたします。

○平田政市委員 相続の場合におきましては別に相続税法に規定がございませんで、十四條第二項の規定で、被相続人が当該財産について納付すべき所得税を控除したものを、課税額に算入するという規定を設けておるのですが、

○農村委員 そういたしますと相続税の上に所得税が乗つか

○農村委員 た方が利益を受けた限度で贈與を受けたものとして相続税がかけられる、こういう関係になるのであります。

○農村委員 そこでお尋ねいたしますのは、時価が再評価額よりも越えて高い場合には、その高い部分に対してはつまり被相続者に対して所得税がかかる。それからその時価の額でもつて相続財産に対して相続人に相続税がかかる。こういうことになると條文では解釈できるのであります。ただいまの御説明によりますと、所得税を引いた額といふようなことを言われますが、その点がはつきりいたしませんので重ねてお尋ねいたします。

○平田政市委員 相続の場合におきましては別に相続税法に規定がございませんで、十四條第二項の規定で、被相続人が当該財産について納付すべき所得税を控除したものを、課税額に算入するという規定を設けておるのですが、

○農村委員 そういたしますと相続税の上に所得税が乗つか

○農村委員 た方が利益を受けた限度で贈與を受けたものとして相続税がかけられる、この場合は、その高い部分に対してはつまり被相続者に対して所得税がかかる。それからその時価の額でもつて相続財産に対して相続人に相続税がかかる。こういうことになると條文では解釈できるのであります。ただいまの御説明によりますと、所得税を引いた額といふようなことを言われますが、その点がはつきりいたしませんので重ねてお尋ねいたします。

○平田政市委員 相続の場合におきましては別に相続税法に規定がございませんで、十四條第二項の規定で、被相続人が当該財産について納付すべき所得税を控除したものを、課税額に算入するという規定を設けておるのですが、

○農村委員 そういたしますと相続税の上に所得税が乗つか

ろう。こういふうにしておるわけでもあります。これは前々から説明いたしております。譲渡所得に対する課税につきましては、少くとも原則上は相当重要な変更を加えておるのであります。これはシャウブ勧告も主張しております。たとえば法人の課税等がうらはらをなすといったようなことが、株式の課税問題等と関連しまして、勧告の指摘をしておる点でございます。

○奥村委員 この点は私は従来の相続の場合と比べると、これはたいへんな改革である。もちろんシャウブ勧告にも出でておりますが、ただいまのお話のようないくつも相続税に相なりますと、たとえで言いますと、山林不動産などの財産の相続の際には、ほとんどこれは手放さざるを得ない。売却して相続税を納めなければなりません。しかもその上に相続税法が、今回一番率の高いのは九〇%になつておりますが、かよくなになるとすれば、五千万円以上の相続財産といふものは今後なくなる。これは事実上はつきりなくなつてしまふが、政府はそういう政策的な考え方を持つてここでやりになるのでありますか。

○平田政府委員 相続税の税率は、五千万円を越えた場合にその越える部分に対しまして、百分の九十でござります。それから所得税を引いた残りを相続税の課税額とするわけでござります。従いまして所得税の部分は、引いた残りに相続税をかけますから、重なつて来るといえば重なつてかかるのであります。完全に重複してかかるわけではありません。それから所得税を引いた残りを

は、その財産が値上がりしたことに対する課税額だけかかるのであります。財産の価額がふえた場合にだけかかるのでござります。そうしまして今までの所得税額がふえた場合は、山林所得は相続があつた場合におきましては、あとの相続人が引続き所有するものとみなして、課税していただけかかるのであります。そうしまして、相続人につきまして、今度は死んだ際に一度打切つて、所得税を課税しようといたしましたのであります。そうしまして相続人につきまして、今度はその山林を伐採した場合等の取得原価は、相続開始時の時価をもとにしまして、それが、その点今度の建前はかわるということを御了承願いたいと思います。

なお相続税には從来から物納、延納の制度がございますが、資産を有償以外で譲渡した場合につきましては、相続の場合につきましては、ただちに現金化して納めることが困難な場合もございまして、そういう際の所得税も納めができますが、その場合にかかる課税額は三十万円以内ですか。でも、お尋ねいたしますが、相続税のかからない範囲は三十万円以内ですか。そういう財産の相続の場合におきましても、時価が評価額よりも高い場合の相続については、所得税としてはかかるのでありますようか。

○平田政府委員 これは今法案を整理中でありますて、総司令部の承認あり

○平田政府委員 これは今法案を整理中でありますまして、総司令部の承認あり次第提案しまして、さらにここで御審議願うつもりでございますから、その際詳しく述べたいと思いますが、國稅犯則取締法のおもな改正点は、現在通告処分をやります場合におきまして、十日以内に履行しない場合は告発するということになつておるの

あります。この十日が少しも実際問題としてむりのようでござりますから、これを二十日程間に引き延ばしたいといふような改正であります。それから刑法訴訟法が改正されましたのに伴いまして、國稅犯則処分法もできる限り

近代化したいというので、ごく細目の改正を行おうといったしておるのであります。これらの詳細につきましては、いずれ近く提案いたしますので、その際にお願いいたしいと存ります。それから国税徵収法につきましては例の延滞金は国税徵収法で規定しておりますのであります。二十銭の延滞金につきましては、延滞加算税に改めるといふような改正を国税徵収法で行つもりであります。その他技術的に若干の改正がござりまするが、その内容は近く提案します際に御審議願いたいと考えております。

ますと、欠損の繰延べなどの画期的な
かわつた規定が盛り込まれております
。そういういたしますと、従来おりま
する災害被患者に対する租税の減免の
法律は事実に即しないことに相なりま
すので、これも変更しなければなら
ぬ。政府におかれではこの変更の意
図を有しておられるようあります

が、その内容を概略お示しを願いたいと思います。

○平田政府委員 災害減免法につきましても、各税法の改正に伴いまして改正を行つたりであります。ただ所得税法におきましては、今回は所得税法の基本法で災害による損害額を差引くことにいたしましたので、所得税につきましてはその部分は不必要になるかと思います。しかしそれだけでは補い得ない部分がござりますので、その部分はなお存置いたす見込であります。その他相続税その他の各税につきまして、災害の場合にやはり救済的な規定を必要としますので、そういうものを

すべて新しい税法の姿と照し合せまして、合理的に改正いたす見込みであります。これも近く国会に提案いたす見込みでございますから、詳細はその際にお譲りを願いたいと思います。

○奥村委員 最後にお尋ねいたしました。第十條の五、「固定資産の減価償却額の計算については、命令で定める方法」、この方法はもうすでに御準備になつておると思いますが、お示しを願います。

すところのなるべく多くの方法を、いずれか採用し得るようにならしめた。最も代表的なものは御景知の通り定率法でござります。それからもちろん定額法も認めるにいたしたい。それから金山等につきましては、例の生産高比例法という方法がござります。これは現在認めておりますが、そういう方

法も認めたい。また企業によりましては、とりかえ法みたいな方法も認めた

らどうか、これはなるべく最近の会話で、方法を認めることにいたしたいと考えておるのでござります。これは非常に技術的な事項になりますので、政令をもちましてその旨を明らかにする考え方でござります。

所得税につきましては、法人よりも少し簡単な計算方法によるのが納税者のためでもあり、また役所にとりましてもそれよりほかないのじやないかと考えまして、大体定額法または定率法の二つを中心るものにして、そのい

すれかを選択するということにしたらどうであろうか。むしろ大体は、定額法によるようにならうかと考えておるのでございますが、その辺の点はなお若干技術的な問題といたしまして、目下専門家等の意見を聞きまして、政府といたしましても適切なものを作つくるべく努力いたしておるのであります。

○農村委員 それでは私最後に希望をまとめて申し上げます。先ほど申し上げましたが、今度の改正所得稅法は長くまで複雑で解釈が困難で、おそらく税務署の方といえども、各税務署でこれが十分頭に入る人は少からうと思うので

り書いてあるのは、精緻よりも簡明を好むということを言うておる。少くとも納税者が一通り読んだらわかるよくな法律にしてもらいたかったが、このくらいに書かねば徹底しないものかどうか。非常に御苦心もありましたで、ようが、あまりにも庞大になつたのでその点を承りますことと、それから

れを税務署に徹底されるのはもちろんのことですが、一般国民にこの

税法の根本精神を周知徹底せしめるのに、大蔵省としてうんと御努力を願いたい。なぜかと申しますと、実際この法律を読んでみると、眞の精神は運動所得の平均課税とか、あるいは損失の繰延べとか、今までと比べると大減税になつて、合理的なあたたかい法律ではあります。が、実際のやり方にしましては、たとえば予定申告のごときものは前年の実績でもつて行く。これは、ほんど今まで以上にきつっことなるということで、納税者は最初ははなはだ食いつきにくい、反対

が起らう。その法律の精神を国民大衆に徹底せしめるための大蔵省としての御用意があるかどうかをお伺いいたして、私の質問を終る次第であります。

分離課税はやるが、資産所得は合算算するとか、いろいろな方面におきまして、いやしくとも所得税に関する限りは、できる限り税法自体をまず公平化し合理化しよう。その税法は読めばおれども、よくのみ込んで、今一度は事実に税法通り當てはめてもらいますと、今までみたいにむりがなくて、比較的納まりやすい。今までやはや

れすると税法のわりと実際上の課税の手心等で、救済せざるを得ないという事情、つまり、主婦がなる

事情をあつたのでござりますが、かねべくそういう方法は避けまして、税法自体をめんどうでもこまかく書いておきました、事実を調べて税法に当てはめて、自然になるべく公平な負担にならうなものにする、こういう意味合いで非常に所得税法が複雑化しておりました。これが一つの原因。この点はシヤウブ勧告も、その簡素化と複雑化の矛盾調整には始終非常に苦労するのです。しかしやはり税法としましては、必要な複雑化は避けなくちやならないが、負担の公平化と合理化のためには、あ

えて微細化をいたさない、もうしならざることのない、結局実際がまたいかげんなものになる。こういうことを言つたり言つたり書くのです。わながつたり、いろいろしておるようですが、まさに所得税法はそこまでございますが、まさにいう姿を現わしておるのでござります。もう一つの点は以前でござりますが、政令で相当こまかい事項を規定するということで、政令に譲つた事項が相当多かつたのでござますが、最近はなるべく法律に盛り込もうというのでも、こといろいろの手続き規定等を法律で詳細に書いております。それから手続等はこういう場合には却下すたとえば審査の場合におきましても、

る。こうした場合に取扱いと
処理の方法等を法律で詳細に規定しておる。従いましてそれを一見しますと、いかにこしゃーしましてわかりにくいようだなさいますが、しかし結局通牒なり何かで、命令その他ではつきりさせなければならぬ事項を、法律で最初からはつきりさせておく。そういうのが織り込まれておりますもので

すから、なか／＼すらりと見まし／＼わ
かりにく／＼点多いのでござ／＼ます
が、これは法律の作成方法といたしま
して、最近私どもはやはりなるべく政
令等に譲らないで書いた方がいいのじ
やないかと／＼う考えでありますので、
こういう少しむずかしいものになつた
ことを御了承願いたいと思います。な
だ四、五倍くらいの條文のようであ
ります。アメリカの法律等も相当詳
細いようであります。従いま
して、なるべく私は法律がむしろ
はつきりすべての場合を書いておきま
して、そ／＼して、それをよく研究すれ
ばわかるようにして、よるべき基準を
明らかにする方がいいのじやないかと
いう考えであるのであります。もちろん
短時間でござ／＼ますので、く／＼り方
その他につきましては、不十分な点が
あ／＼かと思いますが、そういう点につ
きましては、また将来機会ある際に
おきまして、実際の運用等とも関連し
まして、よくすることに努めたいと思
います。

なお最後に、周知徹底をはかれとい
うお話をござ／＼まして、これはまことに
にもつともでありますし、私どもその
点につきましては、全力を上げて参り
たいと考えております。その際になか
んずく申告書の様式等につきまして
は、今回は国税庁よりお願ひしまして、
いろ／＼な様式をつくつたらどうか。
普通の／＼簡単な納税者に配る申告書
と、いろ／＼な所得があつて複雑な所
得計算をつくる場合の申告書と、そ／＼
いうようなものを少しくふういたしま

して、簡単なものと少し手の込んだものと、二様のつくり方を研究してみると、つたらどうかというので、今研究していくのでございますが、その辺のところにくぶるをいたしますのと、それから解説等につきましては、あらゆる機会を利用いたしますし、また国税庁で納税の新聞等も出しておきますので、そういう新郎等も極力利用し、また一般の宣伝機關等もお願ひいたしまして、新法の普及に万全の努力をいたす考えであるのであります。

○川野委員長 高橋國税庁長官がほな用件がおありのようですから、長官に対する質問を先にいたします。内藤委員。

○内藤(友)委員 高橋さんに、非常に簡単なことであります。お尋ねいたします。これはきのうきょうあつたこととでありますて、新しいことについてお尋ねしたいと思います。実は各税務署は、それべく更正決定を先月あたりから出しておられるのであります。ところが豊島の税務署では、これはもちろん豊島税務署の人が足りぬところからも存じませんが、更正決定の際審査を商業組合に一括して出してくれます。それは手続きの関係でしかたがれています。それにはシャウブ勧告には関係ないと思いますが、シャウブ勧告には関係ないことを戒めてあることなのです。あります。こういうことをどちらなんありますか。こういう事をどちらなんありますか。お尋ねしたいと申します。

御承知の通り審査の請求その他のについて、税務代理は、税務代理士法によつて、税務代理士以外には禁ぜられております。

○内閣(友)委員 実は私は、こういう市街地関係のことはよく存じませんけれども、この市街地では自然発生的に納税協力会などをこしらえまして、一時に税金を納めるのはたいへんだから、というので、平生からいろ／＼な心配をされているところが各方面にあるのです。ありますが、こういうふうな非常に善良なやり方をされているのに、税務署自身が商業組合を使つてそういうことをおやりになりますと、善良なものまでだん／＼なくなるおそれがあると思います。これははなはだ残念なのであります。それで、これは王子の税務署であります。王子の税務署ではやはりこれと同じようなことをせられまして、王子の税務署が三業組合に対しまして、所得を一億五千万円と初めて認定せられたのを、三業組合の幹部諸君と相談されて、一億二千万円に減らされたというようなことがあります。もちろんこういうことがあるから、シャウブ勧告がこういうことをやつてはいかぬときめられたと思うのであります。これが、これは都會地に比較的こういうことが多いためだと思います。こういうことはひとつ嚴重に、管下の税務署にしないようにしていただきまして、そうして善良な納税協力会というようなものを何とか保護して——これは小さな銀行の支店でありますとか信用組合あたりが、自己預金吸收のためにやつていることかは存じませんけれども、納税者が申しますと、これはまことに平生からそういう心がけをすることが大

事でありますから、何とか政府も心配りをお願いしたいと思うのであります。王子の税務署にそういうことがあるということを、私は聞いたことがあります。よくわかりませんが、お調べいただきますと、将来そういうことのないよう願いたいと思うのであります。

○宮藤委員 これは本日、田中委員より質問する事項であつたのですが、田中委員が見えませんので、簡単にちょっと伺いたいのです。これは東京都下の問題ですが、とび職とか大工、左官の勤労源泉徴収の問題です。

昨年の十二月までは、組合交渉の結果源泉徴収をしておつたようであります。が、今年から、これは事業所得だから源泉徴収をやめるということを、税務署から宣言を受けたようです。昨年度は源泉徴収で、ことしは事業所得だところいうふうに考えて行くことと自体がおかしい。またこの事業自体が、事業所得であるということは考えられない。たとえば中小商業者というふうになれば、一つの事業たうと考える考え方もあるだろうと思いますが、実際こういう方の仕事というものは、ほんとうに勤労所得とより考えられない。また、たとえは二人か三人使つておられる場合経費が出て、道具がこわれたりなんかして、そういう意味で利益というものは結局抹殺されてしまうのであります。そういうことで昨年度は源泉徴収をやつたが、ことしは事業所得だとはつけられたのは大分おかしいようであります。田中委員が、昨日陳情団の所へ集つていただきたいということで私も伺

つたのですが、本日その方々も見えて
いるようですが、ぜひこの問題
について長官から御返答を願いたい。
○高橋(衛)政府委員 お話のような業
態が勤労所得に属するか、事業所得に
属するかという問題は、具体的にその
一々に当つて決定しなければならぬ問
題だと思います。包括的に一般的にこ
れを決定することは、非常に困難であ
ろうかと思います。もちろん二、三人の
の方でも雇つておられまして、そろし
て事業をやつておられるというような
場合におきましては、その二、三人の
雇われた方については、お話の通り勤
労所得であると思います。しかしながら
お雇いになつた業者の方自体として
は、これは当然に事業所得に相なるか
と思うのであります。そこにおいて徵
收の便宜と申しますか、お互ひの便宜
のために、いろいろの方法をお願いい
たしましてやつて来たことはあつたよ
うであります。所得稅法の理論に従
えば、そういう方向に持つて行くのが
正しいのではないかと考えるのであり
ます。

それ販売したとき、あるいは倉出しをいたしましたとき納税義務はもう完結しておるわけあります。あとは実際上の債権の中に税金相当額が入つて

いるか入つてないか。これは経済的な関係でありまして、それによつて価格が上つたり下つたりするわけでござい

ますけれども、これは経済の取引の実

費税につきましてはたしか還付をして

くれという声もあつたのでございま

すが、これは困難であるといふことで現

在のところいたさないことにしており

ます。またあらゆる物品等につきまし

てたくさんの方があれま

すが、適正な調査をいたしまして、返

す等の措置をいたしますことは技術的

にもむずかしい。とうてい困難なこと

ではないか、かよう私ども考えてお

ります。

○宮澤委員 この問題を検討するにお

きまして、いろいろ関連した問題があ

ります。一部は農村の引受けたものが

非常に不良品であるために、政府へ返

すなどいう問題と税問題と二つあるの

ですが、政府はたゞ薪炭特別会計で

何十億という赤字を出して政府の責任

をのがれる対策を考えておりますが、

農村が実際困つて來るとそういうもの

はわかれ／＼は知らぬと、とほけたやう

方を再三やつておるのでです。従つて今

回のやり方も、政府が当然責任を負わ

なければならぬ事態のものではないか

と考えるのでです。従つてこの税の問題

についても、すでに拂つた人々に対し

ても返してやるべきものじやないかと

考えるのですが、どういふものでしょ

う。

○平田政府委員 税の問題は前々から

言つておりますように、物品税にしろ

鐵物消費税の廃止にしろ相当前から法

律案等を提出いたしまして、それによ

つてそれ／＼經濟取引をやつていただ

きましたことを前提にして考えておるわ

けであります。従つてその取引をなさ

れる場合におきまして、関係の方は相

当御留意なさらないと、場合によりま

し、から不測の損害をこうむられる場合

があるかと思ひますが、業者により、

あるいは政府のやり方により、

ければならぬというが、今日の政治

問題だと私は思ひますが、今どういう

決議をして参りますか存しませんけれ

ども、おそらく五十億の衣料の報奨物

資というものは半分くらいにしてく

れ、そうでなければ処理できない、こ

れぬものがある。これを何とかしな

ればならぬというのが、今日の政治

問題だと私は思ひますが、今どういう

決議をして参りますか存しませんけれ

ども、おそらく五十億の衣料の報奨物

資といふことは、なかなかむづかしいのでは

ないかと考えるのであります。配給等

をやつておるものにつきましては配給

について一々妥当する措置を考えるとい

うことは、なかなかむづかしいのでは

ないかと考えるのであります。

○内藤(左)委員 もよつと関連してお

ります。一部は農村の引受けたものが

非常に不良品であるために、政府へ返

すなどいう問題と税問題と二つあるの

ですが、政府はたゞ薪炭特別会計で

何十億という赤字を出して政府の責任

をのがれる対策を考えておりますが、

農村が実際困つて來るとそういうもの

はわかれ／＼は知らぬと、とほけたやう

方を再三やつておるのでです。従つて今

回のやり方も、政府が当然責任を負わ

なければならぬ事態のものではないか

と考えるのでです。従つてこの税の問題

についても、すでに拂つた人々に対し

ても返してやるべきものじやないかと

考えるのですが、どういふものでしょ

う。

○内藤(左)委員 これは実は通産省と

農林省の責任なんであります。大蔵省

もやはり政府の一部でありますから、

非常に大きな問題がありますので、政

府としてもほうつておけぬ。ことに主

ぎわから出て来たことがありますか

は、非常に価格の開きがある。そつう

いなものでありますから、これは人事

は希望として申し上げておきます。

○竹村委員 これに関連いたしま

して、実はこの問題も内藤さんから私の

御用意いただきました。これ

は、実情だけひとつお話をさせておきま

す。きょうも午前、午後と向うで会議

を開いておるのであります。引取ら

ぬものはみんなお返し申します。こう

言つておるのであります。これは返し

ましたらたいへんなことになるのであ

ります。から私は法律上の解釈は平田さ

んのおつしやる通りだと思うのであり

ます。ところが実際問題はそれでは割

れぬものがある。これを何とかしな

ければならぬというのが、今日の政治

問題だと私は思ひますが、今どういう

決議をして参りますか存しませんけれ

ども、おそらく五十億の衣料の報奨物

資といふことは、なかなかむづかしいのでは

ないかと考えるのであります。

○内藤(左)委員 もよつと関連してお

ります。農業の供出の報奨物資というやつ

は、非常に価格の開きがある。そつう

いなものでありますから、これは人事

は希望として申し上げておきます。

○平田政府委員 税の問題は前々から

言つておりますように、物品税にしろ

鐵物消費税の廃止にしろ相当前から法

律案等を提出いたしまして、それによ

つてそれ／＼經濟取引をやつていただ

きましたことを前提にして考えておるわ

けであります。従つてその取引をなさ

れる場合におきまして、関係の方は相

当御留意なさらないと、場合によりま

し、から不測の損害をこうむられる場合

があるかと思ひますが、業者により、

あるいは政府のやり方により、

ければならぬというのが、今日の政治

問題だと私は思ひますが、今どういう

決議をして参りますか存しませんけれ

ども、おそらく五十億の衣料の報奨物

資といふことは、なかなかむづかしいのでは

ないかと考えるのであります。

○内藤(左)委員 もよつと関連してお

ります。農業の供出の報奨物資というやつ

は、非常に価格の開きがある。そつう

いのものでありますから、これは人事

は希望として申し上げておきます。

○竹村委員 これに関連いたしま

して、実はこの問題も内藤さんから私の

御用意いただきました。これ

は、実情だけひとつお話をさせておきま

す。きょうも午前、午後と向うで会議

を開いておるのであります。引取ら

ぬものはみんなお返し申します。こう

言つておるのであります。これは返し

ましたらたいへんなことになるのであ

ります。から私は法律上の解釈は平田さ

んのおつしやる通りだと思うのであり

ます。ところが実際問題はそれでは割

れぬものがある。これを何とかしな

ければならぬというのが、今日の政治

問題だと私は思ひますが、今どういう

決議をして参りますか存しませんけれ

ども、おそらく五十億の衣料の報奨物

資といふことは、なかなかむづかしいのでは

ないかと考えるのであります。

○内藤(左)委員 もよつと関連してお

ります。農業の供出の報奨物資というやつ

は、非常に価格の開きがある。そつう

いのものでありますから、これは人事

は希望として申し上げておきます。

○平田政府委員 税の問題は前々から

言つておりますように、物品税にしろ

鐵物消費税の廃止にしろ相当前から法

律案等を提出いたしまして、それによ

つてそれ／＼經濟取引をやつていただ

きましたことを前提にして考えておるわ

けであります。従つてその取引をなさ

れる場合におきまして、関係の方は相

当御留意なさらないと、場合によりま

し、から不測の損害をこうむられる場合

があるかと思ひますが、業者により、

あるいは政府のやり方により、

ければならぬというのが、今日の政治

問題だと私は思ひますが、今どういう

決議をして参りますか存しませんけれ

ども、おそらく五十億の衣料の報奨物

資といふことは、なかなかむづかしいのでは

ないかと考えるのであります。

○内藤(左)委員 もよつと関連してお

ります。農業の供出の報奨物資というやつ

は、非常に価格の開きがある。そつう

いのものでありますから、これは人事

は希望として申し上げておきます。

○平田政府委員 税の問題は前々から

言つておりますように、物品税にしろ

鐵物消費税の廃止にしろ相当前から法

律案等を提出いたしまして、それによ

つてそれ／＼經濟取引をやつていただ

きましたことを前提にして考えておるわ

けであります。従つてその取引をなさ

れる場合におきまして、関係の方は相

当御留意なさらないと、場合によりま

し、から不測の損害をこうむられる場合

があるかと思ひますが、業者により、

あるいは政府のやり方により、

ければならぬというのが、今日の政治

問題だと私は思ひますが、今どういう

決議をして参りますか存しませんけれ

ども、おそらく五十億の衣料の報奨物

資といふことは、なかなかむづかしいのでは

ないかと考えるのであります。

○内藤(左)委員 もよつと関連してお

ります。農業の供出の報奨物資というやつ

は、非常に価格の開きがある。そつう

いのものでありますから、これは人事

は希望として申し上げておきます。

○平田政府委員 税の問題は前々から

言つておりますように、物品税にしろ

鐵物消費税の廃止にしろ相当前から法

律案等を提出いたしまして、それによ

つてそれ／＼經濟取引をやつていただ

きましたことを前提にして考えておるわ

けであります。従つてその取引をなさ

れる場合におきまして、関係の方は相

当御留意なさらないと、場合によりま

し、から不測の損害をこうむられる場合

があるかと思ひますが、業者により、

あるいは政府のやり方により、

ければならぬというのが、今日の政治

問題だと私は思ひますが、今どういう

決議をして参りますか存しませんけれ

ども、おそらく五十億の衣料の報奨物

資といふことは、なかなかむづかしいのでは

ないかと考えるのであります。

○内藤(左)委員 もよつと関連してお

ります。農業の供出の報奨物資というやつ

は、非常に価格の開きがある。そつう

いのものでありますから、これは人事

は希望として申し上げておきます。

○平田政府委員 税の問題は前々から

言つておりますように、物品税にしろ

鐵物消費税の廃止にしろ相当前から法

律案等を提出いたしまして、それによ

つてそれ／＼經濟取引をやつていただ

きましたことを前提にして考えておるわ

けであります。従つてその取引をなさ

れる場合におきまして、関係の方は相

当御留意なさらないと、場合によりま

し、から不測の損害をこうむられる場合

があるかと思ひますが、業者により、

あるいは政府のやり方により、

ければならぬというのが、今日の政治

問題だと私は思ひますが、今どういう

決議をして参りますか存しませんけれ

ども、おそらく五十億の衣料の報奨物

と、役所の方から言われまして、本意ながら扱つておる場合がありま
ようし、いろいろな場合があるのでは
ないかと思うのであります。私その
辺あまり専門家でございませんので、
この程度しかお答えいたしかねます。
○竹村委員 あるときには扱わしてく
れと言ふ。しかしそれにはそのように
言う原因があるのです。というのは、
米を倉庫へ預かるのは大体協同組合で
す。そしてその報奨物資がほかの手へ
渡つて、事実上政府が報奨物資を当人
に渡すことができない。これは協同組合
に顧みなくてはならない。利益のために協同組
合が扱わしてくれといふのではない。
その点をひとつ御研究くださつて、こ
の問題を処理していただきたい。
○大上委員 この前から資料を要求し
ておりましたが、その一部が届きました
たので質問申し上げます。たび々申
し上げます通り、今回の法案の提出理
由の説明の中の重要な部分として五項
にわたつております。すなわち、私よ
く申しますが、いかに税制の
合理化ができても、あるいは税務行政の改
善の適切な運営云々、あるいは負担の
公平という言葉が随所に見受けられる
のですが、その中に特に税務行政の改
善をはかる、こう出でております。問題は
いかなるりづばなどころの法律をわ
れわれが審議いたしましても、これが
実務者にわたつた場合に十分のみ込ま
せてないと、いろんな問題が起りま
す。その一つの例を申し上げてみます
ると、いわゆる法の運営上の実務者の
質が非常に低下しておる。これは前々

申し上げる通り、大阪國税局に於ては、
しても、一万人の收稅官吏のうちに終
驗者が非常に少い、あるいは年齢も一
十四、五才未満が多いという欠陥があり
ます。さらには会計検査院の昭和二十
二十三年の決算検査報告書を読んでお
みますと明らかになつております。
すなわち、同報告書の七十九ページに
は、「職員の犯罪に因り國に損害を與
えたもの」とあるが、他方これは國民
の納稅思想に大きな反響がある。従つ
て不信任的な感覺を國民に間接に與え
ておると想う。その実例といたしまし
ては、立川稅務署はか数署において、
租稅の横領額が五百八十九万余円とな
つております。しかもこのうち立川署
の事件は、昭和二十二年十二月から二
十三年の七月まで、すなわち優に八箇
月にわたつて行われておる。これは監
督者の不履行のためか、あるいはわれ
われが今問わんとする行政機構上の
欠陥からこのようなことが起るのか、
これを伺いたいと思います。とにかくも
にも八箇月の長期間にわたつて行わ
れた。しかもその横領金七十一万円で
ありまするが、これに關係した納稅者
は二十五名もある。こういう事実が上
つてゐるのでですが、これについて会計
検査院に対する大蔵省の回答、すなわ
ち正式に申しますと、昭和二十三年度
歳入歳出決算検査報告書に於て、國会に
対する説明書につきましては、会計檢
査院の調べた事実を大蔵省が認めてお
る。また一つの例を申し上げますと、
大阪の福島の一收稅官吏が驚くなれ
ましては二人共謀で二百七万円横領し
ておる。そのうちもつとも百六十三万

円は返しておるが、ここに一つの問題點がある。どういう問題かと申しますると、これにつきましてはいわゆる納稅義務者が延べ八百四名というものが關係しておる。その補填につきましてはどういうふうになつておるか、これをお尋ねしたいと思います。ここに実例がありますが、もう一つ観点をかけて申上げます。神田の税務署におきましては、高崎某が二十三年三月所得稅のほかから十四万円を横領し、東京の財務局で、昭和二十四年三月その補填をしておる。しかもかかる行為は——該當者はなるほどそこまで良心的あるいは道徳的といいますか、監督は別といたましても、財務局がこれを補填してやつておる。明らかにこれは財政法規、会計法規の違反であろうと思います。これも監督の不十分があると思ひます。しかも神田の税務署においては、その犯行をした人が行方不明である。わかり次第弁償するというようなことを書いて報告しておるのであります。あまりにも無責任ではないか。

今度は角度をかえますが、架空の主義で支出して、これを予算外に出しておるのがある。どういう実例かと申しますと、関東、信越財務局は、昭和二十四年四月に家屋購入で百三十六万余円支出しておるのであるが、実際会計検査院が調べてみますとその家が災害しておらない。こんなばかげたことがあるはずがない。しかも二十四年の十二月会計検査院が調査に行つたら灾在しておる。まったくわれくへは驚くよりはないのであります。その代金はどうなつておるかというと、五月から八月までにおいて百六万円を同じく支

ベンキ塗りかえ代金として支出してお
り、あとは保管しておるという実例も
見受けられます、さてその次は伊勢崎
税務署の厅舎の問題であります。が、
会計法規に違反した手続をもつて、す
なわち入札方法をもつてこれを処理し
ておる。こういうふうに考えてみます
ると、われくはほんとうの国民の代
表として、皆さんに納得してもらつて、
この法案の審議をして参つたのだが、
その運営上においてはいろ／＼疑念を抱
持つようなことが起きておるので、先
般通牒その他に關する資料の提出を御
要求しましたが、いまだに出ておりま
せん。

もう一つ角度をかえて簡単に申し上
げます。現行の税法施行上、徵稅技術
上から見ますれば、とりやすいと言わ
れます。源泉徵收の徵收不足が相当出で
おる。これがなぜ徵收漏れになつてい
るかということについては、会計検査院
の報告によりますと、所得稅調査資料
整備の不十分と、いま一つ明らかに山
ておるところは、法規の適用上の過誤
であるということになつております。
これは大きな問題であろうとわれく
は考えます。徵收漏れについては、豊
橋の税務署は三百九十四万円を一公社
から徵收漏れしておるし、そのほかに
も各税務署の徵收漏れは相当あると思
います。ところが今一番簡単と見える
ところの源泉徵稅の分類をいたしてみ
ますと、いわゆる給與關係に対する
ものに合計二億四千八十万円の徵收漏
れがある。いま一つ配当、原稿料等が
四十七万九千円、通行稅において三千
七万円、合計二億四千八百六十余万円が

務署において事務整理不十分のため、徵收遅延されたものなりと会計検査院は判定しておる。最後に出納責任者に對する各省ごとの判定が出ておりますが、これによりますと、最低は裁判所で一件違反が出ております。最高は郵政省、これは郵便局を扱いますから相当出でると思います。その中の実例を見ておりますと、法務府四十一件、外務省四件、文部省八十四件、厚生省二百四十八件、農林省三百五十六件、通産省九件と出ておりますが、この中に大蔵省が六百二十四件出ております。その金額たるや相當になるのであります。こういうような面は、もちろん大蔵省として専売公社その他が入っているとは思いますが、会計検査院の報告書を読んでおりますと、全般に租税関係が多いように見受けられます。これは事実であります。さらに会計検査院から大蔵省の方に対しまして、昭和二十三年度一般会計決算未確認額表について、その調査を要求しております。その要求書に対して、どういう事情か知らぬのが回答していないものがある。所得税において、麹町税務署のうちで六百三十六万四千元に対して、回答をしておらぬものが六百二十四万二千円、回答をしておるのがたつた十二万二千円にすぎないといふ実例があります。さてそこで、今次青色申告その他によつて千五百名の人間を募集しておりますが、一番の問題は法の立法でなくして法の運営にあるのであります。これに対して国税庁の長官はどのようにおもひますか。

事実をどう処理したかということは、いずれ決算委員会においてお聞きいたしましたけれども、こういう実例から見まして、現在の行政機構すなわち改正されんとする行政機構と、いま一つはこの程度の陣容をもつて、言いかえればこの程度の国税徴収費用によつて運営できるやいなや伺いたいと思います。

は、非常に優秀な者が多數現われるようになつて参りました。特に二十四年におきましては、相当数の行政整理等も行つた次第であります。それらの際におきましても、これらの課質なる者を中心として整理をいたしましたし、また昨年の国税庁創設の際におきましては、特に税務職員の監督と新しく創設した次第であります。しかしながら非常に力をおぎまして、御承知の通り監督官並びに監査官の制度を新たに整備いたしました。一方においても摘要をし、これが整理をなして昨年の四月から年末までに、相当多数の非違者を国税庁自体の機關においても摘発をし、これが監督官の実績であります。もちろん非常に多くは職員であるので、これを縮減するということは、今後においても相当困難なことは考えますが、一方において、今後の採用にあたつては、すべて試験による。しかもその調査を厳重にすることによりまして、優秀な人間を採用する。また年齢層においても相当高い年齢層の者、また学歴においても高い学歴の者を探用するということによつて、これが質の改善をはかって行きたいと考えておる次第であります。来年度におきましては、青色申告制度等の運用のために、千五百名の増員をお願いしておるのであります。この人間で十分であるかと申しますと、必ずしもこれで十分だとは国税庁当局としては考えていないのでござりますが、非常に財政状態もゆうくつた結果であり、国費はできるだけ節約するらゆる努力をして、できるだけ理想に

近いところの運営をして行きたいと考えております。なお先ほど御指摘のような事態が漸次出て参りましたいたまつの理由は、以前におきましては、徵収の面はすべて市町村に委託をいたしまして、徵収をお願いしておつたのであります。大上さん特によく御承知のように、以前は税務署におきましては、滞納になつたもののわざかな数だけを直接処理しておつたのであります。が、制度の改正によりまして税務署の直接徵収に相なつたわけであります。従つて税務署のきわめて若い経験のない人間が各納稅者のうちにまわり、それぞれ現金をいただいて帰るというふうな状況になつて參りましたために、しかもそれらの者が年齢層が低くて、必ずしも誘惑に打勝つことができないような状態にある者もございましたので、これらの事件が起つて来たのであります。何とかしてこれらの事件を、今後監督なり各種の方策を講じて絶滅して行きたいと考えております。

は当然国税厅としては特別の回送車申しますが、日本銀行に運ぶところの自動車の設備、あるいは金網を張るくらいのことは長官として考えてほうい。もう一つは現金納入でござりますが、これは郵便局の窓口においてもそろうであります。現金が、今日は千円出たといえども、ほとんど一人で五万、六万というものを数えておる。こういうことは、一枚のミスをしたならば、ただちに善良なるところの税務官吏はこれによつて損害を受けなければならぬ。また一回更正決定その他によつて、地方の公務員はいざ知らず、地方税務官吏は手不足になつております。一方税務官吏は手不足に勤めておる。税務官吏はきわめて悲惨な私生活をしておるわけであります。さらにこれに加えて、地方の第一線に勤めておる税務官吏はきわめて悲惨な私生活をしておる。言ひますと、今度の新規採用千五百人がはたして許されるかどうか。まだ目を通しがついていないように私は聞いております。そういう面におきまして、もう少し微積費を見てやる必要があるのではないか。この点を聞きましての質問を打切ります。

とは考えていないのであります。では、なか／＼問題の改善が困難なような状況であります。また超過勤務等につきましては、税務署は他の官庁よりは相当多くの超過勤務の予算をいただいておるのであります。もちろん十分であるとは考へられないのではありますけれども、なるべくならば徹夜勤務とか、または非常なるのあまり、やむを得ざることであると必ずしも全体の能率を上げるやえんではない。ことに税のことき、ほんとうに納税者の利害に緊密な関係を持つような、特に慎重を要する仕事につきましては、そういうような一時的な小さな勢いでもつてやつた仕事には、よくミスを生ずることが多いのですがあります。従つてそういう方法ではなくに、現在の超過勤務手当の予算の範囲内におきまして、できるだけ合理的な、仕事の能率の上がるくふうをしてやつていたらしくいうふうに指導しておるわけであります。

字が出ておるのであります。これを大蔵省が正しいものなりということです。今度の各種の税法が出ておるのであります。従つて私どもは、この税法を審議いたしますのに、二十五年度の国民所得が今申しません三兆二千二百三十億というものが正しい数字であるかどうかということを、一応考えなければなりませんので、それでお尋ねいたしたいと思います。実は三兆二千三百三十億というものは、どういう基礎計算から出て参つたものであるか。それをまず伺いたい。二十四年度の国民所得は二兆九千億ということになつております。そうすると二十四年度に比べまして、二十五年度は、三千二百三十億増となつておるのであります。私どもは、どういうそろばんと算つてみましても、これだけの国民所得があるふえるとは考えられません。かりに一例を具体的なことによりまして考えますと、農林水産業でありますが、農林水産業の二十五年度の所得は六千五百二十四億となつております。これは昨年はどういう数字を出されておるのか、昨年の資料には出ておりませんのでわかりませんが、私どもは六千五百二十四億という農民所得というものが、はたしてあるかどうかということを、過日来私の手元にあります詳細な各種の資料によりまして推算いたしましたと、どうしてもこういう数字が出て来ない。かりに一例を申し上げますと、昨年の收穫高は六千三百万石、四千二百五十円といったしまして、これは平均でありますから、石当たり四千二百五十円とは行きません。もつと下るものと想うのであります。

ますが、かりにこれにいたしました。その他、農業所得を計算しますと、私どもは、まあせいん一千四、五百億だらうと思います。だから全体では五千億で、千五百億ほど安本の計算が少しよけいに見積つておるようと思われるのあります。ですが、三兆二千二百三十億というものを御計算なさつた基礎を、できるだけ詳しく――、もしこれでお答え願うのに時間がかかりますならば、その資料をいただきたい。あるいはこの計算は、前年度の国民所得に対しても何パーセント上昇すると安本では、おおよそ安本で計画しておる生産が二十五年度はこれだけになるだろう。たとえて申しますと、鉄鋼においては何パーセント上昇すると安本では、生産計画を立てておられる。あるいは石炭においてこう、何においてこう、こういうふうなパー センテージを前年度のものにかけられて、こういう数学が出て来たのではないかと思うのであります。もししからずとするならば、その基礎となるべく詳しく述べるの行けるようにお教えを願いたいと思うのであります。

概略の算出の方法と申しますか、根拠を申し上げますと、この二十五年の国民所得の推計は二十三年度の国民所得につきまして大体の実数が出ておりますので、これに雇用、生産、賃金及び物価等の今後の推移を織り込みまして予想したのであります。雇用と生産の推移につきましては、二十五年度において大体一応の見通しを立てておりますので、この推計を用いました。また物価、賃金につきましては、昭和二十四年九月の水準を基礎としたのでありますから、ただ賃金については年末において幾らか賞與と申しますか、一時の手当のようなものが出来ますのが通例でありますので、そういう点は考慮してあるのをございます。これを大体指數について申し上げたいと思ひますけれども、いろいろこまかになりますので、その点については資料を差上げるよういたしたいと思ひますが、ただいま御質問のありました農林水産業につきまして指數を申し上げさせていただきますと、農林水産業の昭和二十四年度の生産額を一〇〇といたしますと、これの生産指數は、昭和二十五年度において、大体農業の生産指數としては一〇七%と見込んでいるのであります。また昭和二十五年度の物価指數は、昭和二十三年度の國民所得が四千七百八十三億でござりますのに對して、昭和二十五年度の國民所得としては六千九百七十三億、こういう数字に相なつておるわけでござい

○内藤(友)委員 これはひとつこまかに数字をいただきたい。それで了承したいと思います。

○川野委員長 それでは前尾繁三郎君。

○前尾委員 それでは、午前中に引続きまして質問を継続いたします。

次にお尋ねしたいのは第九條の二であります。が、御承知のように純損失について縫越しあるいは縫りもどしを許されておるわけで、しかもそれは青色申告書を提出した者に限られておりますので、本年で申しますと、昨年は青色申告書がございませんから、縫りもどし関係は全然できないということに相なるかと思うのであります。経過規定を見なしてでもそういう規定がないように思いますが、その点はいかがでありますか。

○平田政府委員 お話のごとく損失の縫越し縫りもどしは、計算の正確を持た必要とする点がございますので、青色申告を出した場合に限ることになります。従いまして初めて縫越しされますのは、今年度青色申告書を提出したものであります。来年度になつて本年度欠損が生じた。その損失を来年度に縫越しすことができる、こういうことになるかと思います。二十四年分につきましての欠損は縫越し控除は認めることにいたしておりません。

○前尾委員 その点は、法人はどういうふうになつておりますか。法人については、私は個人よりも明確にされておるわけで、必ずしも青色申告書に限らぬようになりますが、どういぢうになつておりますか、一応承りたい。

○平田政府委員 原則としましては法人についても同様ですが、ただ

○前尾委員 次に第十條の必要経費の関係であります。今度は源泉徴収の加算税、重加算税、それから通行税について、併算税、重加算税を必要経費から除かれておりますが、そこでかえつて私は疑問を生じたわけで、従来必要経費というからには、たとえば罰金といふようなものは必要経費でないといふ解釈で考えておつた。従つてこういふようなものが必要経費だというその観念から除かなければならぬといふことになつて参りますると、富裕税についての罰金とか、あるいは所得税の計算税等についての疑問があるかと思ひます。また今度できましたいわゆる利子税についても疑問がある。従いましてその辺を明確にしていただきたいと思う次第であります。

○平田政府委員 自分が自分の所得税に關連して納めました加算税、利子税等は、ここ第十條第三項の所得税の中にそれ／＼入るわけでございます。従いましてそれ／＼この字句の中で算入しないことになるのであります。ただ個人の雇い主でありまして、源泉徴集義務者としまして徴収を怠つた等の場合の加算税はやや趣も違いますので、その点但書でその趣旨を明らかにいたしました次第であります。罰金等は必要経費に入らないといふ解釈は従来からも明らかにいたしておる通りであります。その点は従来とかわりございません。

○平田政府委員 利子税につきましては、所得税の場合におきましては所得税の中に入りますから、これは三項に該当するものとして差別がないことに

いたしております。
○前尾委員 源泉徴収の利子税
は……。

は、他人の税金を納めなかつたことに
対する一つの経理的なことと考えられ
ますので、その方は引くこといたし
ております。

○前尾委員 次は十條の四の関係であります。が、法人税の場合におきましては総益金から総損金を控除する。その総損金は相当広汎なことにいたしておりますので、利子税は法人税の場合は総損金として見ることにいたしております。

りなような感じもするのであります。それに対する御意見が一つ。それからもう一つは、この場合に計算の方法の相違によつて利益が出て来るわけであります。その利益はいずれの年に所属するか。これは考えようのであります。その点に関しては、解釈はどういうことになりますか、お伺いいたしたいと思います。

○平田政府委員 個人の所得は、前尾委員御承知の通り、一月から十二月までの実績をもとにしまして確定申告をしまして、それによつて納税義務を確定することにいたしております。従いまして、税法の建前としましては、その年一年ごとに変更するかしないかを承認するのが正しいと考えまして、年の途中で変更する方法は認めておりません。一年ごとに一定の方法を選択して採用してもらおうということに相なるのであります。なおこの年限につきましては、変更しようとする場合は、承認の申請は、前年の十二月三十一日までに提出するのであります。それに對しまして承認を翌年になつて與えるわけであります。が、その年の十二月三十一日までに何らの処分がなかつた場合には、承認があつたものとみなすといふことに相なるのであります。

をされまして、全国に異常な波紋を描き、大臣の地位にまでこれが及ぼすのではないかと側近の人たちが大分心配しておつたようあります。それはどう大なるそのときの舌足らずであるとの説明をされまして、「底波風も治まりかけておるわけであります。そこでその後におきまして、民自覚自身におきましても、これを機会として中小企業対策に對しての、何らか具体的な方策が立てられつつあるやに想像いたしておりますので、この機会に、この年度末を控えましてます／＼困難な方向に陥るうといたしておる全国の中小企業を、いかにして救出し、この三月危機と言われまする危機を、中小企業をして突破せしむるかという事柄についての金融対策及び一般中小企業の振興対策について、具体案がありましたならば、この機会に明確に示してほしいと思うのであります。

融対策につきましては、川島君御承知の通りに先般来いろいろな手を盡しておるのであります。しかし何分にもインフレからデイスインフレへの切りかわりますときのしわは、勤労階級にも農民の方々にも、またそれにもまして中小企業者の方々にも強く来るのありますから、私は日本の産業を復興し、また直接需要をふやす意味におきましても、早く二十五年度の予算を執行する。そうしてそれまでの端境期につきましては、極力金融の道をはかつて行きたいと努力いたしておる次第であります。

十億円まわすことにしておきましたが、これも間接には中小企業の金融に裨益するところがあると考えております。また政府の資金百五十億円を先般放出することにいたしました、きょうぐらいほんと出盡した、割当を済ましてしまつたと思うのであります。そういうふうなことをいたしております。なおこういう金を今後中小企業に直接行きますように、政府資金並びに預金部資金の運用を特定の銀行に特にたくさん出しまして、たとえば勧銀だとか北拓というふうなものに出します。また別に昨年八月ころは、日本銀行から月額融資として出しております。この三十九億円でも足りませんので、要求あけ次第五十億でも百億でも月額融資を出すことに、日銀の方に指令をいたしておるのであります。私は金融につきましては、とにかくその方が大体やつて行けるという場合におきましては、金に糸目がないように出す用意をいたしておるであります。今後におきましても、今の畿関係その他におきましては、金に糸目のないらでも出す。私は金を締めるという気持は毛頭ございません。できるだけ出しますようにさしておるのであります。今後の問題といましては、たとえば

農業あるいは林業、水産業におきましても、農林中金には二十二億円程度の見返り資金を出資する予定のもとに、これを基本として二十倍の長期債券を発行し、あるいは商工中金にしましても、今一億六千万円の出資でございまが、五億円に増資して見返り資金から五億円出し、合せて十億円にして、二十倍の二百億円の商工中金の長期資金をまかならようにも法案を提出いたしたのであります。いろいろな手を使いまして、金融面につきましては十分の用意をし、準備をしておるのであります。

ように、昭和二十四年より二十五年
度におきましては、非常に軽減になる
と見ておるのであります。問題は地方
税がどうかということもあります
が、われくは地方税を加えまして
も、中小工商業者に対しましては相当
の減税になると確信いたしておるので
あります。これによりまして今までの
インフレ時代のあのむちやな経済から
日本の経済が全体的に立ち直りまし
てこようしてまた中小企業が堅実なる基
礎のもとに業務にいそしみ、経済復興
に貢献し得られるよろな立場になると
いうことを、確信いたしておるのであ
ります。また税の問題でなしに、産業
経済復興のために、やはり貿易の振
興が必要でありますので、私は金融の
面におきましても、また貿易制度にお
きましても、極力貿易を振興し、そ
してそれが中小企業の再建に役立つよ
うな施策を考慮しておる次第であります
す。

ましたが、先般の委員会で私どもはおもはるそらく委員会全体が意外なことを耳にいたしたのであります。と申しますのは、ただいま大蔵大臣が御説明になりました一部の一、二、三の三箇月にわたる間の問題であります。この見返り資金から出されきするところの一億円ずつの中小企業を対象とした金融が、せつかつての一億円ずつの中小企業金融対策基金の問題であります。この見返り資金からわらず、今日に至るまでその合計二億のうち、二億何千万円かがいまだに融資されずに残つておる。こういうようなまどきを考えるときわめて不思議な現象があるといふことが、この間の委員会で判明いたしましたのであります。こういう事柄はどこに一体原因があるのか。今や全国の中小企業が市中金融機関に対しましてお百度を踏み、しかかもなかく容易に融資が得られず、そのため税金や金融難のために、中には自殺をしたという重役などもあるよううな有様でありますときに、せつかつての事柄といふものは、やはり市中銀行に政府が出した金を全国の中小企業がそれを使つておらない。こういうよくなにも大いに責任があるのでないか。と同時に政府にもまたそれを積極的に中小企業及び国民に周知徹底させるところに、何か怠慢な事柄があつたのではないか。及び市中銀行に対するその問題もあげて説明されたのでありますがあつて来ておるということになつているのではないかと思ひます。従つてこうつかくの三億の金が二億数千万円も残つて来ておるということになつているのではないかと思ひます。従つてこう

それが政府の意図するように、真に中小企業の打開に効率的に、しかも適時すみやかに融資されて行かなければ何にもならないわけであります。そういうことについて大臣はどのような処置を講じ、将来どうしようとするのであるか。これを徹底させ、しかも適時、即時融資させる方法をいたしましては、どのような処置をとらうとしておられるのか。そういう事柄についての所見を承つておきたいと思います。

○池田国務大臣 見返り資金から中小企業に直接融資いたしますことは、十二月の中ころ過ぎにきましたのであります。それから地方銀行等を中心にしてしましてこの制度を知らしめ、勧奨して参つたのであります。しかし御承知の通りに担保を相当厳選いたします関係上、一月におきましては七、八件で八百五、六十分でございます。二月には動き出しまして、二月末には五千七百万円ほど出たのであります。しかるに三月に入りまして急激にこれがふえて、すなわちスタートのときに遅れましたけれども、全国的にずつとやつておりますので、二月に五千七百万円であったのが、三月の六日には一億四千万円にふえました。だから決して動いていないのではないのです。あります。しかし金を出したからといつてすぐ貸し出せるわけのものではないのであります。ことに相手には中小企業でありますから、藉っにしばらくの時を待つてもらわなければなりません。私は今の見通しでは、三月には五千七百万円に加えるに一億五千

万円を突破し、三億円を突破すると考
えております。そういたしますとこの
金が四半期三億円、月一億円というの
では足りませんから、私は関係方面に
話ををして、月一億円をもつとうんとふ
やすという計画でおるのであります。
しかもこの事態と呼応いたしまして政
府の百五十億円も特に勧銀、北拓、商
工中金等に出しまして、別途通産省で
計画いたしております優良なる、しか
も将来性のある方面への貸出し資金
を、大体 A 級で五十億円、B 級で三十三
億円、合計して約百億円ばかり融資い
たしております。個々の貸付先を特定し
ての銀行に見せまして、通産省並びに銀
行局そして特殊銀行業者と詰合いをし
て、その面からも進めて行つておるの
であります。この見返り資金の月一億
円は今月だけで予定通り出てしまいま
す。来月になりますとこの額をふやして
て、この方面からの金融の円滑を期す方
向に努力をし、また軌道に乗つてお
るようになることを希望するので、この
参るということを申し上げる次第でござ
ります。

た外国法人あるいは外国人の日本における事業所得あるいは財産の所有あるいは法人の所得に対する課税上の対策というか、態度に御立案になられましたか。この点についてお答え願いたいと思います。

○池田国務大臣　日本の経済再建には、われくの努力によりまする資本の蓄積だけでは不十分でござります。ことに今アメリカの援助をもつてやつておるわが国といたしまして、この援助が漸減することを考えますと、経済再建のためにもまたわれく生活水準の向上のためにも、ある程度の外資を入れて来なければならぬと思うのであります。また一面日本の技術の点から申しましても非常に立ち遅れでありますので、資本と同様に優秀な外国の技術の導入もはからなければならぬのであります。私はこの意味におきまして、租税上軽減あるいは免除の措置をとりたいと考えておるのであります。従つて具体的に申しますと、外国技術者がこちらに来られてわが国の技術指導をされる場合に、その人の給與所得については一定の軽減をいたしたいと思います。しかうして外国の資本で特に日本の産業、復興に必要なものに対しましては、一定期間免税の措得に對しましては軽減免除の措置はとりません。また外国人がこちらに法人

を設立しまして、その法人が特に日本で
の産業に役立つものでない——特定の
基本産業と申しますか、日本産業復興に
に寄與するものでないと認めた法人に
つきましては、免除とか輕減の措置はと
らないはずであつたのであります。
従いまして私の考えておる輕減免除の
分は、外国人にして日本の經濟復興に
しまして、一定期間特別の措置をとる
うと考えておるのであります。

思いますが、そういう面におきまして、結局日本人全体といたしましても、ここに大きな開きが出て来るような気がするのであります。この点につきまして、大蔵大臣としてそうちした関係において御

研究なされたことは思いますが、その点についての御所信をお伺いしたいと思います。

○池田国務大臣 相続税の税率は、従来のような家族制度のもとにおきまして、相続人一人が相続する場合の税率から比べますと、よほど高いものになつておりますが、民法の改正によりまして財産相続に関する規定がかわつて参りまして、分散の建前をとつておりますので、私は今の状態ではこの程度の税率でさしつかえないと考えております。

○田中(織)委員 どうもその点につきましては、われくあらゆる面に社会文化を主張する社会党の立場において、かような質問を申し上げるということについて、大蔵大臣どしても一応奇異の感を持たれるだろうと思いますが、問題は最近強く一部において呼ばれております日本の植民地化あるいは植民地的支配というようなものに対しても申しますか口実を與へるような態勢を國みづからがとにかくやつておる、こういつの見方もなり得ると、いう点から、その点について御質問を何と申しますか口実を與へるような態勢を國みづからがとにかくやつておる、こういつの見方もなり得ると、いう点から、その点について御質問を申し上げております。特に今回の相続税の税率の引上げの關係から見まして、これが実施されました場合に、農村方面等における資産相続の場合における負担が、相当過重になつて来ると私は思うのであります。この免稅点につきましてもつとこれを免稅する

○池田国務大臣 御議論の点はわかるのであります。従来の相続の考え方と根本的にかわつて来たのであります。免税点の問題なども従来は五万円でござります。そうして財産は長子相続的のことが多かつたのであります。今は個々の人について十五万円が、今日は個々の人について十五万円であるのでありますから、よほど合理的になつたと考えておるのであります。農村の方々の相続の場合は高くなつて来るじゃないかという御質問であります。今は田畠につきましては非常に分散しております。問題は山でありまして、山にいたしましても大した支障はないと考えておのであります。前のようなやり方よりもやはり個人主義的、民主的な方向として相続税の改正は適当であると私は考えておるのであります。

るという点についての御考慮が拂わないとお答えを願いたいと思います。

○田中(繩)委員 この法人課税の問題でございまするが、十年前までは法の数が七、八万、十万足らずであつたのであります。最近は二十七、八万、三十万近くになつておるのであります。超過所得は小法人に重い負担になつたのであります。従つて一時は小法人に対する問題と見なされていましたが少しからでありますから、今回超過所得を切つたということは、小法人に非常に利益になるのであります。それが資本主義の点からお話を点は十分感られぬと思ひます。私は適当な处置と考えます。問題は小法人に酷たうとこにつたのであります。もちろん法人課税の点は、今までの考え方と違つて、個人の延長である、こういうふうに見る見方を強くしたのであります。が、すつかり個人の延長とのみ申せません。大体において昔のように法人個人とは別個の課税主体であるといふことは別個の低い税を小法人に設ける税法を、個人の延長であるといふ英系の税法に直したのであります。まあ個人から法人にかわりますいろいろ今までのような慣例等から考えまして、私は特別の低い税を小法人に設ける必要はだいぶところない。超過所得をやることによつて小法人は非常によくなつて來たと考えておるのであります。

委員から出でることと想うのであります。また、きょう午前中の本委員会における質疑におきまして、相当の脱税があるのではないか。また農村等においては、中小企業等においては実際は相当数の額関係においてもしかりだというような点が、たしかにそういう面における脱税といふものを考え方には、相当數の額に達するであろうという点は、われ／＼も否定できない事実だと思ふのであります。問題はそういう所得の範囲としての捕獲の能力の問題等にも関連して来ると思うのであります。私が、私はそういう点から申しますならば、勢いそういう面ができるだけ捕獲するとともに、基礎控除あるいは扶養控除等の控除額についての考慮を拂つべきだという平田君の御答弁があつたのであります。実に所得の捕獲について、特に最近の二十四年度の所得税の徵収については、実に所得の捕獲については、従来と比較にならないくらい嚴重なものを行なわれて來ておるのであります。そういう点から考えまするなら、今回のは、そのシヤウブ勧告案よりもは千円引上げられて二万五千円になります。そういふ点から考えますと、やはり一千円ちよつとであります。そういうことでありますから、これは多くの議論があるところです。そういふ点から考えますと、これは生活控除といふ面まで引上げられなければならない。われ／＼はそういう面において、一面税率の問題と基礎控除の問題についての考慮が拂わぬ

まするならば、いわゆる脱税されておるような所得の面も満び上つて来るのではないか。従つて税金全体の上から申しまするならば、そこに大した開きはないものだと大づかみに考えるのであります。が、基礎控除をさらに思ひ切つて引上げる。少くとも一箇月の生計費——いろ／＼の関係からこれは相当の段階のあるものだと思うのであります。が、少くとも一箇月に二千円そこそこのものでは、私は基準生計費といふようなもののきわめて小部分にしか當らないと思います。そういう観点から生活控除の部分までもつと基礎控除を引上げるということ、これはすぐにはできないかもしませんが、この点税に深い造詣をもつておる大蔵大臣として、基礎控除の引上げの問題について、今後の課題にならうかと思いますけれども、私らはもつとこれを引上げて行くべきではないかと思う。そういう点によつて理在また税務署が捕捉し得ない所得を捕捉すれば、その意味において少くとも生活控除がなされる。こういう見地に立ちますならば、全体としての税収の上には大した影響のないものだと私は考えるのであります。が、その点についての大蔵大臣の御所信を伺つておきたいと思います。

くしたならば、税収入が多くなつて、基礎控除あるいは税率等において加減ができるだらう。その通りであります。私はまず第一に財政規模を小さくして、とにかく国民の負担を少くしなければならぬというのが私の念願であります。従いましてお話を通りに、シヤウブ勧告案よりもできるだけ財政規模を小さくしようというので努力したのであります。が、川島君の御質問であつたか、もしシヤウブ勧告案を動かすとすればどこを動かすかという御質問に対しまして、まず勤労控除一割を二割五分にしたい、その次は基礎控除だ、それから税率だ、こういふことを申ししたことがあるのであります。幸いに関係方面的の了解を得まして、勤労控除の一割を一割五分にいたしまして、このために二十五年度の減収が百八億円であります。それから次に基盤控除の二万四千円を千円上げて二万五千円、それによる減収が三十八億円であります。もしお話の通りに最低生計費を引くというような観念で行きますと、税収入といふものはぐんと減つてしまいまして、財政がもたぬということになるのであります。考え方としては、税の理論から申しまして、基礎控除というものは生計費を見ておるのだということを説く人もありますが、われくはそういう説には賛成いたしません。一部にはそういう考え方もありますけれども、これは税率としまして財政規模が小さくて、国民の負担を軽減し得るようになりました場

合におきましては、私は今後は基礎控除の問題にまず重点的に行く。それから税率の補正に行く。基礎控除と税率の問題は兼ね合いの問題でありますから、とにかく国民の所得税が非常にスマートに軽減をされるような方法として、基礎控除といふものは非常に役立つものであるであります。何分にもう一つの問題であります。今の財政状況から申しますると、今千円上げただけでも三十八億円違うのであります。これを三万円にいたしますと、何百億のたいへんな歳収になるのであります。よほど注意しなければならぬ問題だと思います。

ういう影響を持つておると私は思うの編成にあたつて、二十五年度のいわゆる物価水準というものを見通された縦との関係において、どういう動きを示すであろうか、こういう点についてお伺いしたいのが一点。
最後でありますからもう一点お伺いしておきたいのは、これは先ほど大臣がお見えになる前に、野党の各委員から質問が出たことと思うのであります
が、現在日本にいわゆる土建関係の業者で、一人親方と俗に申しておりますが、あるいは左官、大工、植木その他
の関係におきまして、一人で町方あるいは事業場等で働くておるところの労働者があるわけであります。これは労働組合法によつて労働組合を結成しておるのでありますし、この中にはいろいろの段階がありまして、労働組合に当然入ることができないで、企業組合あるいは協同組合というような形で事業的な性格をもつておる部分があり、その点の見わけがちよつとつきかねるといふようななまじいも、私率直にあることは認めるのでありますけれども、一応労働組合法によつて、これは事業主あるいは経営主でないという建前に置いて、労働組合法の適用を認められておる、こうした労働者があるのですが、これらの人への所得の抑え方の問題でござります。

て、従来国税庁並びに地方の税務署との間に折衝を続けて来たのであります。ことに昨年の七月二十何日です。つたかと思いますが、東京の国税局におきましては、労働組合の結成されおるこうした労働者に対しまして、便宜的な処置として労働組合の組合長を源泉徴収者とみなしまして、昨年の年末まで、前月分を翌月の十日までに税務署へ組合長からまとめて納めるといふような形におきまして、これはたしか深川であつたと存りますけれども、全体で約九十万円の税金を納めて参つたのであります。年未の二十七日になりましたて、これは税法上疑義ありと、いうことで取消して参りました。そして一月から二月へ入りまして、今度は更正決定としていわゆる事業所得としての更正決定を受けておりまして、連日国会に陳情をして参つてゐるのであります。私はこの点は今後地方税として、付加価値税のときにも当然問題になることであると思う。従来事業税のときにも非常に問題になつたのであります。こうした一人で働いておる者は、私はあくまで労働者だと田畠います。そういう意味におきまして、私はこれは勤労所得として取扱つてやるべきだと思うのであります。現に東京の国税局は、その通牒によりまして、去年半年間源泉徴収について相手の実をあげに参つたのであります。非労働者でありますから、苦心をして集めてそういう形で納税をして参りまつたにもかかわらず、年末に突如としてそれを取消すような通牒が出来まして、

引続き事業所得、営業所得と同様の更正決定で、少からぬ税金を納めなければならぬはめに、これらの労働組合に所属しておる諸君が追い込まれておるのであります。私はこの点は、たとえば請負ということの解釈の問題にも関すると思うのですが、あくまでこれは勤労所得として取扱つてやるべきだと思う。その場合に、あるいは一日、二日、三日というような形で雇用主がかかる。台所を修理するとか、あるいはふる場の壁が落ちたとかというようなことで、一日なり二日なり雇つて参りました者に労賃を拂う場合に、雇用主が源泉徴収者として税金を納めるというような制度になつていなくては、大蔵大臣も御承知のこととと思うのであります。そういう点で、源泉徴収者が、不明確ではござりますけれども、東京の国税局が、便宜的に労働組合の組合長を源泉徴収者としてすでに半年、相当の成績をあげておるという実情から、私はこうした制度を踏襲されることを——これは法律の施行規則の中にでも明示していただきたいのであります。大蔵当局として考え方を統一せられまして、行政上の措置としても何らかの便宜的な処置をしてやつていただきたい、かように思つてあります。この二点につきまして、大臣からお答えを願いたいと思います。

つておられた一定の倍数で評価し直す
ということをやめて、一定の倍数以下
で任意にやるという態度をとつたので
あります。従つて各企業家は、資産を
再評価したあとにおける税額その他を
考え、それが物価にどういうふうな影
響を及ぼすかということを考えて、再
評価をなさると思うのであります。併
いまして、再評価によつて物価に影響
があるようには考へておりません。
それから固定資産税につきまして
も、相当の金額になると思いますが、
これは住宅は別でございますが、事業
資産であれば法人税あるいは所得税の
経費になつてゐるわけでございますか
ら、全体の所得税が御承知の通りによ
えないでござります。法人税もふえて
ないのでござりますから、大した影響
はないと思うであります。また附加
価値税につきましては、ある程度転嫁
をお預しておりますが、これも總額に
おきましては四百二十五億円でござ
り、今までの事業所得税とは大差
がないのであります。事業所得税は転
嫁を予定していない。附加価値税は転
嫁を予定しておる。これで物価にそれ
だけ違うだろうということは、りくつ
はりくつでございます。税の性質から
いつてそうなつておるのであります。が
しかし事業所得税だつて、転嫁は子、
定していないが、税金である以上は、
ある程度転嫁されるというのも、考
られるのであります。總体の金額は大
体四百一十五億を予定しておりますの
で、大体物価には影響がない。またそ
ういうようなことのないようにする考
えのもとに、税制改正をいたしたので
あります。

あるいは、一人植木屋とう問題につきましては、いろいろな点がもう十数年前からあるのであります。これを請負業者として見るか、あるいは勤労所得者として見るかは、いつもかわつておる所以あります。これはいかんせん一人大工の方の仕事自体が、ときには勤労所得者請負業者になるのであります。早い話が、植木屋を呼んで庭をつくらしますのにも、十日間でやつてくれといふ場合もありますし、あるいはこれを幾らまでやつてくれといふこともあります。十日間で一定の金額をあげれば勤労所得になります。しかし一定の金額を得るということになりますれば、請負業であります。大工さんでもそうあります。材料をもつて来てここを直してくれと、いふときには、これは請負業であります。こういふうに実態がかわつて来るのです。私は実態に沿つておるといふことを考へなければならぬと思います。しかし実態がかわつて来るときには、これは請負業であります。どうするかといふと、やはり徴税の便益をとらなければならぬと思うのであります。昨年の暮れに国税庁のとつた措置について、今どうこうという結論は私には出ません。出ませんか、想うになか／＼困難な問題で、これはやはり大工さんの組合、あるいは植木屋さんの組合と話し合つて適当にやつて行かなくておるときに源泉課税をいたしますと、自分の畠にはち植えなんか置いておると、それによる所得もこれに加算

○田中(議)委員 これ以上私は大蔵大臣に御質問申し上げませんが、最後の点につきましては、やはりこれは労働組合法が適用されておる点から見まして、そうした大工さんの中でも一人と申しますか三人とか持つておるものには、当然労働組合法の適用は受けられないで、二つの事業主という形に相なるのであります。ですが、労働組合を結成できる人たちは、あくまで純然たる労働者のようになります。私たちは理解するのであります。そういう意味で、東京の国税局では、去年の七月以来相当成果をあげた関係もござりまするの、こうした形の徴収制度等を今後考えていただくと同時に、たゞ大蔵大臣から理解のある答弁をいたしたいのですが、各税務署等におきまして、末端の税務署においてもこの取扱いの問題で非常に苦慮されておるよう聞いております。各税務署ごとにそうした労働者の団体と税務当局との間に話し合いを進めて、おりのない徵收を、できるならば勤労所得としての取扱いをしてやつていねだきたい。全国にこうした業者は、わらの調べたところによりますと二百五十万という多数に上つております。今まで重大なる生活上の問題になつておりますので、特に大蔵大臣に今後この点の具体的な対策について、御研究を願いたいということを希望申しまして、私の大蔵大臣に対するきよらの質問は終ります。

○農村委員 時間もありませんから重複その他の点については今までお伺いいたしましたので、政策的に特に大臣の所信を承りたいのです今回出された税法関係九件をいろいろ見ますと。特に変動所得の平均課税とか、あるいは損失の繰りもどし、繰越しなど、非常に合理的に、これをこのままほんとうに実施されるとすればたいへんな渦税になりまして、國民にとつては非常税に朝報であります。そういうふうに考えられるが。しかし一方かなりきつい面がある。そのきつい面のために、かなり今の内閣は國民に対して評判を落すのではないか、そういう点が私ら点見出せると思うのです。これはおそらくはそうなると思う。もう来る六月にそれが現われて来る。なぜかと申しますと。これはわが党でありますから私は何とかそういうきつい打撃のないようにならないと思うのでお伺いするのであります。予定申告の規定が、今回けあります。予定申告の規定が、今回けた予定申告を出した場合は更正決定をいたさない。とすれば前年の実績より減る。まずその前年度の実績よりも重な予定申告を出した場合は更正決定をいたさない。とすれば前年の実績より外の場合でありますと、大体十分の以上所得が減るということはつきり證明できた場合ということになつてお

る。その証明ができたということとは、單なる物価が下るというようなことで明らかにならぬということになりますと、税務署長としても、この実績主義を法律で裏づけされ、それでやつて行くことになります。納税者はの側に立つてみると、この法律をはつきりわかると一たん更正決定その他で前年度の所得が決定されるとすれば、あくる年の予定申告にどうしてもこれをもつて申告しなければならぬ。申告を減らそうとするならば税務署長の承認を得なければならぬ。その承認がなかなか困難である。この困難であるということは、すでに局長といろ／＼議論したのでありますからこれ以上申しませんが、そういうことになりますと、事実上は今までの実績主義が法律によつて裏づけられて、納税者にとつては非常にきつくなる。この点は結局においてこの内閣のままでマイナスになりますねか、こう案じるので、この点大臣の御所信を承りたいと思います。

それからいま一つの問題は、相続の場合です。山林その他固定資産においても、相続のときに一旦時価で評価して、再評価額と比べて増加した分については課渡所得とみなして一日所得税をかける。これは二重にならぬと言われるが、確かに二重になる。所得税をかけた分だけを百ペーセント引き去つて、それにまた相続税がかかるのでありますから結局において今までよりは相続税としてはうんとふえる。今のいろいろな社会情勢の変遷から、相続の場合に全部財産は国家に取上げてしまうのだという気分ならば、こういう法律も成り立つのかもしませんが、特に

山持ちなどの場合この法律が徹底するとなれば、山林などの植林はおそらく起らぬだらうと思います。いまだに日本においては山林を植林して木を育てて、そうして財産を子孫に譲ろうといふ氣分があつて植林が行われておる。木が育つて山の評価がふえれば、ふえた分について相続の際に一旦時価で評価して譲渡所得をかけて、その所得税をまず差引いて残りにまた相続税をかける。率においてかなりふえる。そういうことはもうたいへんな問題になります。この二つが私は非常なミスだと思いますが、大臣の御所信を承りたい。

○池田国務大臣 初めの御質問は私も実はよほど考慮した問題でございまして、国民にきつく当りはしないかといふことは実は心配したのであります。

シヤウブ勧告案の原文まで見まして、何とかこれを緩和しようといふのであるが、大至の緩和いたしましたのであります。

そこまで緩和いたしましたのであります。しかしこれが執行にあたりましては、画一的にならないように、私は、

税務署長といつてしましては今年この業種の景気はどうだといふうな商売上

の状況をすつと調べまして、前もつて腹づもりをさせておきたい、こういう考

えを持つておるのであります。ああいう今までにないような規定が設けられた。しかも今までの実情から申しますと納税者にきつくなる問題だと思つておりますので、施行上は十分の措置を講じたいと考えております。

次の点は、これはごく例が少いのですが、ざいまして、どうミスではないと思ひます。実際問題として相続税と所得の問題は、過去十数年間国会で議論になつたところで、奥村君は御存じだ

と思いますが、われ／＼はたび／＼こ

の議論はいたしましたのであります。今回は資産再評価によりまして、それなりに減らしたのであります。そうして再評価した後におきましては、相続が起つた場合において、それは今のように差額は変動所得としてとらなければなりませんまい。しこうしてそれは当然発生する税金でござりますから、相続価格から減らすことになります。

○吉田(晴)政府委員 私は二重課税にはならぬと思います。

○宮藤委員 商法総則の中に、会社財産というものは取得価額と製作価額を越えてはならない、こううことにして会社債権者を保護しておるような趣旨が諸々に見えるのですが、税法においては時価で評価して税をとる

法においては時価で評価して税をとるという考え方があるようであります。

秘密積立てなるものをこしらえることは税法上妥当でないと思いませんが、そ

の経営の現実性から考えた商法全体の考え方と、税法の考え方との間に大分食い違いがあるのです。こういう場合

には税法が優先するのですか。それとも会社法が優先するのですか。

○池田国務大臣 会社関係におきましては、やはり商法の原則によつてやつておると思います。何も商法の適用を除外してはおりません。取得原価によつてやることにいたしておるのであります。

しかし商法の規定によらない場合におきましては、税法にはつきり明記いたしておるのであります。時価と

私の承知いたしておるところでは、たとえば財産税を一方円納める。その財産税を納めるかわりとして、物納とし

て二倍ないし三倍に相当するところの

財産を物納しておるということと、実際上の適正を期しますために、たなお

ろし資産などについて指定する場合が

も、また政府が当初予定いたしました税額の一倍ないし三倍の額である、そういう関係はどういうことになります。

○川島委員 ちよつと局長に参考のためにお伺いしておきたいのであります。が、財産税の事柄であります。財産税を物納にいたしました当初の状況、及

相続が起つた場合において、それは今のように差額は変動所得としてとらなければなりませんまい。しこうしてそれは当然発生する税金でござりますから、相続価格から減らすことになります。

○吉田(晴)政府委員 ただいま御質問のございました物納財産の問題であります

が、その後國家が収納いたしましたそのを物納にいたしました当初の状況、及

相続が起つた場合において、それは今のように差額は変動所得としてとらなければなりませんまい。しこうしてそれは当然発生する税金でござりますから、相続価格から減らすことになります。

○吉田(晴)政府委員 たゞいま御質問のございました物納財産の問題であります

が、財産税の事柄であります。財産税を物納にいたしました当初の状況、及

相続が起つた場合において、それは今

の議論はいたしましたのであります。

○吉田(晴)政府委員 あります。すすようなことはないと思ひます。

○川島委員 ちよつと局長に参考のた

うか。

○吉田(晴)政府委員 収納されました

財産につきましては、一般の国有財産として適正な時価で売拂いをするといふことに法律上なつております。その

原則によりまして売拂いをいたすわけ

であります。従つてその場合最初の收

納額から見てある意味において余剰が

できるわけであります。それは当然

国家の歳入として財産税の特別会計の

收納になるわけであります。

○川島委員 そうすると今三十七億

円のうちで、処分されたものは二十六

億円、その結果において二十六億円と

いうものは予定よりも多く国家に金が

収納されたという形になつておるので

あります。それとも予定通りか、あるいは

予定以下になつておるか。

○吉田(晴)政府委員 ただいま申し上

げました処分済みの二十六億円といふ

額は、先ほど申し上げました合帳価

格の計算のもとにこれを申し上げまし

たので、実際の処分済みの時価とは違

うわけであります。これを収納した価

格、元の価格に引直してみると二十六

億、そうしないと現在額の十億円に合

いません。現在額の十億円といふのも差

引いた合帳価格であります。そこで御

質問の点であります。その二十六億

の処分済みのうち、二十三億といふも

のが皇室財産中の、これは主として林

野の所管がそのものが多いのでありま

す。従つてこれを差引きますと、約四

億近くのものになるわけであります。

実際に売拂いをいたしております

と見ます。

○川島委員 狹い範囲であります。

私の承知いたしておるところでは、た

とえば財産税を一方円納める。その財

産税を納めるかわりとして、物納とし

て二倍ないし三倍に相当するところの

財産を物納しておるということと、実

際上の適正を期しますために、たなお

ろし資産などについて指定する場合が

ますから、その割合で参りますと、全体では約二倍半になつておる勘定であります。

○川島委員 物納をしたときは今から二年以上前、政府の卸売物価指数によりまして相当な倍率になつて来ておるので、政府の増収にならなければならぬ、かようと思つておるのでも、実際の処分をいたしましたが、つきにおきましては、相当名目価格におきましては政府の増収にならなければならぬ、かようと思つておるので、その点をお伺いいたしたのであります。今のお話によりますと、大体二・五倍程度と理解いたしました。

二・五倍程度と理解いたしました。そこでさらにお伺いいたしますが、この財産の売拂いをいたしましたに、政府は全国の土地建物等に關係のあるある特定のものに対し特種の委託をいたしまして、売拂いに関するあつせんの労をとらせて来たと思うのであります。ところがそのあつせんの労をとらせておる場合に、承るところによりますと、何か五万円以下の財産の売拂いの件に関して、その価格のいかんにかかわらず、その委託者に対し手数料は一件について五分、その上にまた売拂いの書類の一件ごとに対しまして、さらに二千五百円の手数料を出すという契約をして、今日まで來たといふうな話を聞いておりますが、それは事実ですか。

○吉田(晴)政府委員 これは御質問の通り、一件について五分の手数料で委託業者に委託しておつたわけであります。が、この物納財産については小口物件が多いものでありますから、そういう小口物件は委託業者の方で経費がよけ

いかかりますので、経費をまかない切

れませんので、昭和二十四年の一月一日から二十四年の三月三十一日まで、その間に契約ができたものについてはただいま申し上げました正規の手数料五分のほかに、一件について二千五百円拂

うことに昨年度いたしましたことは事実でございます。

○川島委員 そのために委託者が故意かましくは偶然か知りませんが、たとえば委託者が取扱いました売拂い価格が、一件についてかりに三千円か四千円しかない場合もある。それに対しましても、政府は五分の手数料のほかに二千五百円の報奨金を拂う。そうすると結局売拂い代金といふものは、政府に一銭も入つて来ないというような形になつたものも、大分世の中にあつたというふうに聞いておりますが、そういう点はどうですか。

○吉田(晴)政府委員 ただいま御質問における手数料の五分というのは、総額においてはどのくらいになつておるか。その計数をお示しいただきたい。○吉田(晴)政府委員 これは実は昨年度の三月三十一日で一応やりましたところが、非常に成績が上りました。昨年二十三年の予算では拂い切れない分が実はできたのであります。その手数料を拂う最初の売拂い見込みよりも、非常に成績がよかつたのですか。うふうに差引きマイナスにならなくても、何と申しますか割合の高いところができて来る。あるいは小口に分割して売り拂うというようなことが、極端な場合は出るおそれがあります。それなりましたような一件について、で本年度におきましては、ただいまお話しになりましたようなことをやめました。二千五百円といふようなことをやめました。すなはち基本手数料として売拂い価額の五分の五のほか、一万円以下のものは

百分の十で計算する。一万円から三万円までのものは百分の七を特別の手数料とする。それから三万円から五万円のものについては、特別手数料は百分の五にする。そういうような割合によ

る加算をいたすことになります。従つてまあこれにいたしますれば、先ほどお話をのような非常な不合理はなくなります。

○川島委員 そのために手数料あるいは報奨金制度によつて支拂いたしました件数の総額がそこにありましたならば、この際お示し願いたいということと、また一方

における手数料の五分といふのは、総額においてはどのくらいになつておるか。その計数をお示しいただきたい。○吉田(晴)政府委員 これは実は昨年度の三月三十一日で一応やりましたところが、非常に成績が上りました。昨年二十三年の予算では拂い切れない分が実はできたのであります。その手数料を拂う最初の売拂い見込みよりも、非常に成績がよかつたのですか。うふうに差引きマイナスにならなくても、何と申しますか割合の高いところができて来る。あるいは小口に分割して売り拂うというようなことが、極端な場合は出るおそれがあります。それなりましたような一件について、で本年度におきましては、ただいまお話しになりましたようなことをやめました。二千五百円といふようなことをやめました。すなはち基本手数料として売拂い価額の五分の五のほか、一万円以下のものは

いうわけで一応見込みはつけておりま

す。補正予算で一応の数字等を出した

のであります。まだその実績が集計

中でありますので、はつきりした数字はございません。」

○川島委員 私もよく知りませんが、民間では多分公定としては百分の五くつともといふものもあるように聞いておりますが、その点はつきりした計数はあります。しかしもその拂つた額はわかりませんが、まだその実績が集計されておらず、まだその拂つた額はわかりません。しかるに政府の委託者に對して取扱わせます手数料は、たが、二十三年度に取扱いましたものですが、それはどういう関係でそうしなければならないのか伺いたい。

○吉田(晴)政府委員 これは先ほどもございましたように、物納の小口物件が非常に多い、それからまたいろいろ二十四年度自体に拂うものを合計しまして、予算には五千六百万円と実は乗つておるわけであります。ただこの内訳がどちらの分にどれだけという数字が、実ははつきりいたしておりません。さらに調査いたした上でお答えいたしたいと思います。

○川島委員 民間における土地、建物の紹介業といふものがありますが、それらの業者に對してはやはり一定の公定された手数料といふものがあるわけです。それと政府の財産の売り拂いに対する委託者への手数料、その点は民間では依頼の物件についてこれを引受けるとか、あるいは引受けないと云ふことは自由であります。政府の委託したものについては、とにかく一応これは委託しておりましたものについたいと思います。

○吉田(晴)政府委員 民間における土地、建物の紹介業といふものがありますが、それらの業者に對してはやはり一定の公定された手数料といふものがあるわけです。それと政府の財産の売り拂いに対する委託者への手数料、その点は民間では依頼の物件についてこれを引受けるとか、あるいは引受けないと云ふことは自由であります。政府の委託したものについては、とにかく一応これは委託しておりましたものについたいと思います。

○吉田(晴)政府委員 民間の方の手数料といふものは、実際上の取扱いがなかなかはつきりいたしません。大体われわれの聞いておりますところでは、極端なのは両方から一割とる。これはまた五分のほかの報奨金の問題について、特に物納財産につきましては、原則として二十五年度完了を目途としておりますので、特別にこういふようなことをやつておるわけであります。

○川島委員 承るところによりますと、この二十三年度中に実施しておりました五分のほかの報奨金の問題について、その支出に若干の疑点があるといふので、会計検査院でも論議になつておるという話を聞いたのですが、そぞう

いうことはありませんか。

○吉田(晴)政府委員 あるいは何か地方の財務部あたりで具体的な問題はあるかもしれません、ただいまのところ私のところに参つているものは何も聞いておりません。

○川島委員 これはえげつないことをお伺いいたすわけですが、私のところへ来ております一種の怪文書とでも言いますか、この文書によりますと、物納財産の委託業務をめぐつて、われくといたしましてはまことに不愉快な事柄を文書の上から見ておられます。一例を上げますと、何か元大蔵參與官であつたある人が、特別の会社に構合いから入つて行つて、その会社の社長となつて、大蔵省に一種の顔をきかせて、たいへん強引な事柄をやつておる。しかもそれのみならず、その某氏をめぐつて省内に——私はこれを信したくないのありますけれども、いろいろな風聞がそこから持ち上つておる。こういうことが私の手元に参りました怪文書の中に出でるのであります。私はその事柄について、ここで何も事荒立て申したくは決してございません。しかしながら最近大蔵省といわゞ各官庁におきまして、とかくの疑惑を持たれ、そのために司法権の発動を見るに至つたような事件が、枚挙にいとまのないような次第でありまして、綱紀の弛緩が一般国民に憂慮されることをおきたいのであります。この怪文書について読み上げてもよろしいのですが、そういうわけないことは私たちはいたしません。しかし

ながら、この文書のどかは、ほんとうではないがという事柄も、私には感知できる点もあるのでありますけれども、その事柄は一応保留いたしました。私のところに参つているものは何も聞いておりません。

○吉田(晴)政府委員 ただいまいろいろ御忠告をいただきましたのであります。私がある一部の会社について会社の内紛があつて、何か問題があるやう百ありますか知りませんが、それがれの委託業者がおつて、その委託業者と大蔵省内の若干の人たちとの間に、おもしろくない関係が結ばれ、そのためにはその支拂いや業務の取扱いについて、特殊な便宜がはかられたりするというようなことがあつては、断じてならないと私は考えるものであります。私はこれに対する質問は以上で一応打切つておきますが、民間の一部において忌まわしい風聞を立てられておられますので、從来もしそういうことがあつたとすれば、今後局長としては責任をもつて大いに自肅自戒せられ、将来一部の民間の中から、かりをめにも応接切つておきますが、民間の一部においては、その点については十分注意をして、職務を執行いたしたいと思ひます。

○前尾委員長代理 明日は午前十時より委員会を開くことといたします。本日はこの程度で散会いたします。
午後五時十三分散会

の問題をお尋ねすることを打切つてお

く次第であります。

○吉田(晴)政府委員 ただいまいろいろ御忠告をいただきましたのであります。私がある一部の会社について会社の内紛があつて、何か問題があるやうにことに最後にお話のありました物納財産につきましては、国有財産一般についても同じであります。政府の壳拂額が適正を失して拂い下げられるということになりますと、それだけの部分が税の負担になつて参りますので、その点については十分注意をして、職務を執行いたしたいと思ひます。

ひとも虚正をはかつていただきたいことを強く念願いたします。この壳拂い財産問題は、ことに国民が血の涙をもつて国家に納めたものであります。そのおいて納めた方も、さだめし多かろうと思ひます。その泣きの涙で納めたわが家の財産をめぐつて、そういうふうなことはかりそめにもあつたといたしますれば、実に泣くに泣かれぬ立場にするならば、さだめし国民は憤慨の涙を流すに違ひなかろうということを、私どもには理解できるのであります。私どもには理解できるのであります。私どもには理解できるのであります。